

平成28年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成28年3月4日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員
 1番 北村五十鈴 2番 稲垣 誠亮
 3番 栢木 進 4番 岩井智恵子
 5番 中塚 尚憲 6番 山本 剛
 7番 太田 健一 8番 野並 享子
 9番 東郷 正明 10番 上杵 種雄
 11番 欠 員 12番 市木 一郎
 13番 丸山 敬二 14番 鈴木 市朗
 15番 矢野 隆行 16番 梶山 幾世
 17番 河野 司 18番 坂口 哲哉
 19番 高橋 繁夫 20番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	遠藤 伊久也	総務部長 選挙管理委員会書記長	川端 弘一
市民部長	上田 裕昌	健康福祉部長	玉田 善一
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	樋口 隆	都市建設部長	和田 勝行
環境経済部長	立入 孝次	教育部長	澤 嘉彦
政策調整部次長	瀬川 俊英	総務部次長	寺田 実好
広報秘書課長	服部 道和	総務課長	赤坂 悦男

出席した事務局職員の氏名

事務局長	白井 芳治	事務局次長	野玉 義弘
書記	吉川 加代子	書記	佐々木美砂子

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(市木一郎君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は19人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付しました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は昨日と同様であり、配付を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長(市木一郎君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、第17番、河野司議員、第18番、坂口哲哉議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(市木一郎君) 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

発言順位は、昨日と同様、一般質問一覧表のとおりであります。

順次発言を許します。

それでは、通告第4号、第7番、太田健一議員。

○7番(太田健一君) おはようございます。太田健一です。

一般質問を始める前に、昨日、おとといと代表質問や一般質問の新病院建設についてのやりとりをだまってというか、じっくり聞かせていただきまして、さまざまな課題がある中で市長の答弁を聞いていまして、すごく納得させていただいて、すごく、とてもいい病院ができるなという確信をさらに感じました。ただ、その新病院建設に対して不可欠なことは、やはり市民の皆さんの協力と議会議員の皆さんの協力が不可欠なので、今回、さま

ざまな市民の方々が団体をつくって、署名であったり、要望であったり、そういったものを出されているので、そうした市民の皆さんの声を代弁するのが議員の役割だと思うので、皆さんがそうした立場に立って、よい判断をして、今回のこの新病院建設に向かう議案を可決させていけたらいいなと思い、私自身これからも頑張っていきたいと思います。

それでは、一般質問を始めさせていただきます。

大きく2点にわたって、質問させていただきますが、まず1点目は旧三上幼稚園、桜橋会館のことですが、と三上保育園の跡地利用について質問します。

まず1点目に、この旧三上幼稚園、桜橋会館については、1月21日の全員協議会で高齢福祉課からの報告がありまして、今年度をもって、無償貸し付けを終了し、新年度で解体の方向とありました。跡地については、4月に公募する特別養護老人ホームの候補地の1つとして予定しているとありましたが、応募の具体的な期間と確定した場合の施設建設から完了の時期がいつごろになるのかをまず伺いたいと思います。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 改めまして、議員の皆さん、おはようございます。

それでは、太田議員の1点目のご質問で、旧三上幼稚園、桜橋会館と三上保育園の跡地利用についてということの1点目にご回答させていただきます。

特別養護老人ホームの公募の期間といたしましては、先の1月の全員協議会でもご報告させていただきましたんですけれども、28年4月から5月にかけて予定をいたしております。桜橋会館の跡地を利用とした応募がございましたら、平成28年度中に審査、また県への協議、また場所的にも開発許可協議が必要となりますので、そういったことに期間を要すると、このように考えております。したがって、建設につきましては平成29年4月以降の建設となります。また、施設の規模等からも見ましても、完了の期間までにおおむね6カ月以上は必要になるものと予想をするものでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 完了した場合は平成29年度中ということですね。

応募がない場合、先日の説明の中では売却が基本で、近江富士自治連合会が一定期間内に自治会館等の計画を策定した場合は市として協議に応じるというふうにありました。そのときに、一応、全員協議会のときにこの一定期間とはどのぐらいの期間かということをお聞きしましたが、そのときはまだ決まっていない、検討しているということでしたが、

もしわかればそれを教えてもらいたいと思います。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 2点目のご質問で、一応、全協でもそのように報告をさせていただきました。応募のなかった場合につきましては、先ほどの議員に答弁されましたように、今、売却というのが基本ということで進めていきますけれども、近江富士自治連合会様の方が自治会館等のもし計画を予定されるとか、そういった要望、そういったものがございましたら、近江富士自治連合会様と協議をしながら期間については決定をしていきたいと、このように思っております。

市としましても、長期間というわけにもいかないかなと、このようには思っております。ちなみに、他の事例では栄地区でも野洲第2保育園の跡地でございますけれども、そういったところを栄自治連合会さんの計画もございます。そのときには3年以内というような形で、解体後ですけど、そういったことで、今、管理の協定を結んでいるところでございますので、そういったこともひとつ、市としては、事例も踏まえた上で自治連合会さんとも協議を今後またしていきたいということでございますので、ちょっとまだ一定期間というのはいつまでかというのは決定はいたしておりません。

以上です。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 急な話だったので、すぐということにはなかなかならないと思うので、期間自体も協議で決めるということなので、地元との話し合いをじっくり進めていっていただきたいと思います。この件はちょっとこの後の質問でまた話しますが、ちょっと次に移ります。

現在ある団地内の三上保育園は既に三上小学校北館跡地への移転が決まっていますが、この移転の時期をお尋ねします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 仮称の三上こども園の開園でございます。今ではその三上保育園の移転の時期ということで重なるわけでございますけれども、これも全員協議会でも一応、先行きの方向性はお示しをさせていただきましたと思いますが、基本的にはこの28年度、新年度ですけれども、に建設に伴う基本設計を行いたいと、このように思っております。29年度で実施の設計を進めていきたいと予定をいたしております。したがって、平成30年に仮称の三上こども園の建設を行いたいと、このように思っております。

おります。したがいまして、平成31年3月末には三上保育園を移転という形で行いたいという予定でございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 現在、三上保育園を投票所として使用していますが、移転した後の投票所はどこを想定しておるのか、お伺いします。

○議長（市木一郎君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川端弘一君） おはようございます。総務部の川端でございます。

三上保育園の移転後の投票所につきましては、三上保育園に隣接しております近江富士会館を借用させていただくよう計画しております。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 投票所は前から課題になっているバリアフリーも含めた場所の確保ということが必要だと思うんですけど、近江富士会館はバリアフリーはされていないので、そこら辺はどのように考えてやるんですか。

○議長（市木一郎君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川端弘一君） 近江富士会館につきましては、現地を見させていただきましたところ、敷地内はスロープがあって入れるんですけども、その敷地から、いわゆる建物に上がるところ、ここに上がりかまちのところに若干の段差がございますので、そういったところはスロープを持ち込みまして対応してまいりたいと。上がっていただいたら、もうあとはわずかな段差でございますので、ホールには入っていただくと、このように考えております。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） では次に、三上保育園の跡地利用について、どのように考えているのかをお伺いします。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 三上保育園の跡地利用についてのご質問にお答えいたします。

三上保育園の解体後につきましては、さまざまな機会を捉えまして、市から近江富士会館の老朽化に伴う建て替え用地として、また三上保育園と近江富士会館との間の市道についても、用途廃止により自治会館用地として駐車場確保に利用するなどの提案をこれまで

させていただいております。現時点ではその回答をいただけていないという状況だというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） この件は何度かこれまでも話を聞かせてもらったんですけど、ちょっとわからないところがあって、近江富士会館と三上保育園との間の市道がありますね。そこを潰してどうのこうのという話なんですか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 現在の近江富士会館の敷地とそれと三上保育園の敷地、これを一体的に利用しようとする場合の想定でございまして、その場合によるということでございます。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） わかりました。仮にそうなった場合、かなり大きな施設になるというようなあれですね。

次に移りますが、先ほどの話にもつながるんですけど、仮に三上保育園の移転が、仮にというか、今日、聞いたので、4年後に移転ということなので、自治連合会での計画策定というのが実際、今、僕も地元なので、決まっているわけではなくて、今、話を進められているというか、これからという状況なんですね。になった場合に、ある程度余裕がないとなかなか決められるものではないと、まず思います。

そもそもこの旧三上幼稚園、桜橋会館が解体されて使えなくなるということの地元への報告は昨年末でもありましたし、地元の自治会の建て替え等の計画策定の協議に応じるといった報告も1月の全協の場で初めて示されたので、僕は後日行ったんですけど、当日か翌日ですね、それを聞いていない。まだ聞いてなかった情報だったと地元も言われていたので、前向きにその話を受けてくれる方になったということはすごく喜ばしいことなんですけど、地元としてもそういう協議に応じるということも聞いてなかったもので、早急に求められても答えを出せる状況じゃないというのがまずあります。

この件に関して、ちょっと地元と懇談させてもらって、自治会や連合会の方々と懇談させてもらったんですけど、新年度で4月で役員が替わりますね、どこも。ということもありますし、今言いましたけど、自治会館を建て替え計画をすとかいうことに関しても、やっぱり住民に対して周知して、理解してもらって、一番大きな問題は財政的な協力とい

うことも地元に対して進めていけないので、すぐに答えが出せないと言ってもらいました。3年、4年ということなので、それが期間、協議に応じるということで、余裕を持ってもらいたいと思います。

どちらにしても、近江富士団地は市内でも高齢化がすごく進んでいる地域でありますし、ほとんど年金生活者の方々が多くて、財政的な余裕がないために、大事な点は市として具体的にどれだけの支援ができるかということになると思うんですね。もちろん市内の他の地域との公平性とか整合性の観点というのももちろん必要だと思います。これまでさまざまな経緯の中で多くの地域住民の方々が自治会活動やサロン等で使われてきた桜橋会館という場所が単純になくなってしまおうということになると、やっぱり地域の活性化というものを行政が逆に歯どめをかけてしまおうという結果になってしまうと思います。

現在ある自治会館だけでは桜橋会館で利用されていた方々の活用はもうキャパがオーバーになると思う。もう既に今、4月から3月末までしか使えないということで4月からの予約を近江富士会館にどしどしされているらしくて、受付の方がすごく大変やということも言われています。それは実際、とまると、もっともっとキャパオーバーになってくるといことが想定されます。

例えば、近江富士団地の5区では以前から高齢者同士のサポート活動というのを自主的に取り組まれておられます。特にやられているんですけど、防災や介護等の地域での取り組みというのがこれ全国的には注目されているらしくて、これまでも滋賀県から、県から2回ほどその取り組みのプレゼンテーションをしてほしいということで依頼されたり、福井県の鯖江市から視察が来られたりという感じで、活発に地元での活動をされておられます。年間100回ぐらい、例えば、病院への送り迎え、送迎だったり、そういう助け合いの活動の実績もあるということです。

基本的に、まず何よりも僕らの、我々の立場からすると、国の社会保障制度を地域に丸投げするやり方、今の介護保険制度というのには問題がまずあるとは考えているんですけど、そういった中で、地域が自主的にボランティア活動、助け合い活動を積極的にされてこられたと。今後もそうした活動を強めて、話を聞いていると、モデル地区になるぐらい頑張ろうという感じで取り組もうというふうな計画書までつくってしていた矢先にその活動の拠点となる桜橋会館がなくなる、使えなくなるということになって、頓挫してしまうみたいな、モチベーションの部分でもさあどうしようかというところになって、それが、そんなことになると、まずそれも行政の責任になると思うんですね。足どめにする、歯ど

めをするということには。確かにこれまで平成14年に三上幼稚園が移転して、本来なら直ちに解体すべきところを近江富士団地の高齢化の進行や市民団体が運営する高齢者ふれあいサロンの活動の場として、暫定的に近江富士自治連合会に対して無料で貸与されてきたこととかであったり、建築や40年過ぎた老朽化の施設ということ、耐震や消防施設の更新ができていないことなどが課題だったことは事実です。市民団体の方が、メインでされていた方が3月末で活動を停止されるということから、この場が使えなくなるということは、ある意味やむを得ないことかもしれないと思います。ですが、現実には今後のさらなる高齢化ということが予想されますし、多くの住民の方々がさまざまな活動を身近な場所で利用できる施設というのは、やはり必要でありますし、行政としてどのように支援していけるのかを考えることが重要だと思います。

さらには、この桜橋会館のところの運動場は市の避難指定場所にも指定されておりますし、地域の夏祭りの場所としても利用されています、毎年。その代替の場所も考えていかなければならないんですけど、そもそもここにはそれなりの規模の大きい公園がないために広場の確保が必要という課題もあります。

以上、こうした経緯も踏まえまして、行政として地域にどれだけ歩み寄って、互いに協議を重ねながらじっくりと計画を進めていくかということが大きな課題だと思います。桜橋会館の運動場にかわる避難場所という点に関して、解体された後はどこを想定されているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） まず、桜橋会館の運動場を市の指定避難場所ということなんですけど、実際ここは市の指定避難場所ではなくて、近江富士5区の自治会さんが一時避難場所として位置付けられているという、こういうことになっております。したがって、これがもし機能がなくなったときに市が代替の避難場所を確保するというものではありませんので、ご理解願いたいと思います。

そして、この場所が使えなくなった場合には別の場所を自治会の方で考えていただくということになります。一時避難所が必ずしも必要というわけでもありませんし、エリア内でなければならないということもなくて、一番手近なところ、直接、市の避難場所に行ってくださいということもありますし、いろんなことを考えいただきながら皆さん避難を指定していただいています。

なお、付近には広場など、いろんな条件を満たすところもあるのではないかとこのふう

に考えております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 市の指定場所でないということで、ちょっと僕が勘違いしていたかもしれませんが、エリア内でなくてもいいという話ですが、高齢化の実態を見てもらえば、足腰がなかなか弱ってこられている方が多くて、さらに今後もそういう災害があった場合にすぐに動こうと思っても、遠い場所だとなかなか行けないとなると、身近なところに一時避難場所などがあった方がもちろんいいと思うんですけど、そういった意味で、仮に、ところが特別養護老人ホームができますね。そこのどういう、まだ計画もないんですけど、そこに広場的なところがあった場合に、その場所をもちろん地元からの要望があつての話ですけど、そこを一時避難場所として貸してほしいという場合にそういう利用の仕方はできるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 基本的には民間業者さんでしていただくということなので、ただ私どもの方からよいとも悪いとも言うことができないんです。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） それでは、一番大切な問題なんですけど、仮に近江富士自治連合会が自治会館の建て替えということを行う場合ということを決めた場合、県と市からの補助金の制度があると思うんですけど、その補助率の割合をまずちょっと聞きたいと思います。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 自治会館の建設につきましては、野洲市自治会館等建設事業補助金として交付しておりまして、補助基本額2,400万円に対して、県4分の1、市4分の1の割合で支給しております。合計1,200万ということになります。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 半分は地元負担ということになりますね。なかなかこの1,200万円という額と建設費用がどれぐらいになるかという規模にもよりますが、あと、かなりの額にもなると思います。大変な額だと思います。現在、近江富士団地内にある近江富士会館は老朽化とか耐震化などの問題から、将来的な建て替えの課題は以前からありました。さらに、今回の桜橋会館の解体によって、活動していた自治会の活動やサロン利用

者の方々が新たに活動する場として、今も現近江富士会館を活用するとしても、先ほども言いましたけど、スペースとかキャパの問題もあって、かなり困難になるのかなということが想定されます。となると、自治会館の建て替えということが必須となっていくわけですけど、先ほども言いました、年金生活者が多い団地の中でなかなか財政的な厳しさということがうかがえます。

そもそも論となるんですけど、近江富士団地は保育園や幼稚園という公共施設も兼ね備えた優良住宅として過去に多くの方々が移住されてこられたという経緯があります。近江富士団地の開発そのものは住宅供給公社であって、この保育園とか幼稚園は公共用地費、建物は別ですけど、として、売却する家の値段にもオンされているために、団地の購入というのは当時はそれなりの値段ともなっていたと聞きます。ということからすると、保育園や幼稚園の跡地が市の土地ということは一概に言えないのではないかとということが考えられます。単純に宅地として売り払われるとした場合、公共施設がなくなる上に売り飛ばされて、そのお金は市に入るだけで地域住民に全く還元されないとすれば、やはり地元から不平不満の声が上がるやろうということを経験の方々が言われています。

仮に住宅地として売却した場合、土地代は市に入ることとなると思いますが、例えばその収入分を地元に戻して、自治会館等の建て替えの補助とするようなことも必要ではないかと思いますが、それに対しての見解を伺います。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 太田議員の保育園の敷地を売却したときの収入の取り扱いについてのご質問にお答えいたします。

当該土地の利用計画がない場合、先ほど申しました近江富士団地からの利用計画がないということも含めてですけども、通常の遊休財産の処分として売却することになりますが、その収入は広く市民に還元するべきものでありまして、ご提案の自治会館の建て替えの補助と、先ほど市民部長が申しました補助の上乗せ補助みたいな補助とすることはありません。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） なかなか制度上も厳しいと思うんですけど、ただ、やっぱり地域住民の思いとして、先ほど言いましたけど、保育園や幼稚園がなくなって、さらにその土地も売り払われて、土地も何も返ってこないとなったら、単純に皆さん、感情的には何やという思いもされておられるので、そこは案も含めて、やはりこれから数年をかけて協

議の期間を設けるかもしれないという話をされてはいたので、その辺も納得されるようにじっくり進めていってほしいんですよ。

先ほど、栄の話もされましたけど、当初、栄も跡地は売り払うという話で、野並議員が何度か質問しましたが、そのときは売り払うということでしたけど、地元から要望を行政は受けてもらって、その3分の2ですね、3分の1は売り払うけど、3分の2は地元の利用として、今、計画を出してくれという状況で、地元要望を受け入れられた形をとられたので、それ、すばらしいことだと思うんですよ。そういう要望、今、団地も同じような状況なので、そこら辺の地域の声とか思いを受けてもらって、じっくり進めていってほしいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

野洲市商工会が所有管理している街灯について、質問します。

野洲駅周辺には野洲市の商工会が所有し管理している、商店の名前等が書かれた看板付きの街灯、すずらん灯と言われていますが、これがありますが、老朽化が進み、塗装が剥がれてさびが浮いているような状態となっています。歩行者の安全や景観上としても修繕とか建て替えの必要性があると考えます。

まず、商工会が所有、管理しているすずらん灯が建っているエリアがどこら辺なのかと本数というのがわかればお聞きしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 改めまして、議員の皆さん、おはようございます。

それでは、2点目になりますけども、太田議員の野洲市商工会が所有、管理している街路灯についてのまず1点目でございます。

すずらん灯の建っているエリアと本数についてお答えをさせていただきます。

野洲地先で34本でございます。行畑地先が64本でございます。野洲駅駅前の南口側でございますけども、これが69本でございます。そして、北口側が25本でございます。そして、小篠原地先で35本の合計227本になっているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） かなりの数が駅前中心にしてあるということですが、なかなかどの商工会も各支部があつて、支部で管理をされているということなんですけど、維持管理が大変で、市が整備しているLEDの街灯に徐々に切り替え、それで代替するということ

で、切り替えているところもありますけど、商工会の会員も減って、撤去する費用もなかなか出せないような状況ということを知っています。

この管理に、例えば、以前は一時期年間50万ほど電気代としてかかっていたと、大変やということを知りました。過去には野洲駅前北エリアのすずらん灯を自治会で毎年10万円以上も電気代負担をしていたが、LED街灯の整備が進むと共に老朽化したものは1、2本を残して、全て商工会で撤去をしてもらったという経緯もあると知っています。

そうした中で、約4、5年前ほどの話になりますが、商工会の方から小篠原自治会に街灯所有管理の要望があったそうで、中山道の小篠原公民館の周辺の2、3本に関しては自治会が対応するというので、去年かおとしの間で建て替えを行って、もう今は自治会で管理されているということです。他も管理してほしいということだったそうですが、全ての街灯所有、管理を自治会で請け負うことは財政的にも、やっぱり厳しくて、商工会としても、当時は街灯を撤去する費用もなかなかない中でもう撤去するしかないという苦しい状況だったそうです。

特に、この駅ロータリー、駅前南口の駅のロータリーも新たに整備されて、野洲駅南口から国道8号線までの区間は市の玄関口ということで、メインの通りともなりますし、まちのにぎわいであったり、まちづくり、防犯という観点からも、そのようにしっかりとした街灯の整備は大切だと思います。商工会や自治会で所有、管理が厳しい状況であるならば、行政として整備する必要があると考えますが、そうした要望が商工会だったり自治会からあったのかどうか。どのように対応されたのかということをお尋ねします。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 2点目でございますけども、商工会支部所有のすずらん灯の維持管理につきましては、議員ご指摘いただいておりますように、当時から支部でも維持管理が限界状態やということがございました。防犯灯として市で設置するなど、平成20年度の、今、商工会の行政懇談会において本格的に限界やということが問題提起をさせております。その後の行政懇談会においても要望されていることは事実でございます。

それを受けまして、平成21年度なんですけども、雇用創出事業を受けまして、いろんな商工会の街路灯について調査をいたしております。非常にもう撤去しやなあかん問題であるとか、そういった調査もされているところです。

それを受けまして、当時の対応でございますけども、特に小篠原支部さん、いわゆる駅前周辺ですね、この部分から具体的な、市としてはいろんな問題提起をいただいております

けども、すずらん灯自体が自治会とあくまでも商工会さんの所有の建物ですので、その辺で負担割合についてどうあるべきなのか、具体的に自治会さんと協議をしていく中で、市としても支援できることについては支援していこうと、こういう形でお願いをしていたところでございます。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 先にも述べましたけど、野洲駅南口は新しく整備されて、今後、新病院建設であったり、メイン通りの電柱の地下埋設の計画もありますが、それと並行した街灯の整備というのが必要となってくると思います。そうした現状の中で、2月17日の全員協議会で、野洲市地方創生加速化交付金事業についての報告と説明がありました。これは国が推し進める地方創生事業の一環としての交付金措置で、補助率が10分の1、対象事業枠として2事業までの事業費目安が4,000万から8,000万円、事業内容としてはソフト事業が中心であるが、密接に関連して事業効果が認められるハード事業、事業費の2分の1までは交付金の対象とありまして、交付金決定時期の予定が3月また下旬ということでありました。

市として、財源の都合により着手できていない課題の解決や今後のまちづくりを展開する上での布石となる取り組みを戦略に位置付け、本交付金事業として申請するという事で、2つの事業で15項目と関連事業6項目が上げられていました。その2事業の1つ、人口減少社会のライフスタイルとまちづくりの展開フォーラム事業、約3,900万円の中にあるまちづくり街路灯整備事業、約1,675万円という項目についてありまして、このときにちょっと、全協のときに質問させてもらいましたが、そのときの市長の答弁では、今、僕が質問している商工会が所有、管理するすずらん灯の建て替えに活用したいというようなことがありました。その話を会派勉強会でもうちょっと詳細をお聞きしたいと思って、やりとりさせてもらいましたが、その中で、補正予算に計上している予算の内訳として、100基分の撤去費用と88基分の設置費用という説明がありました。県が行う無電柱化事業との兼ね合いの中で行うということで、改めて新たに設置する箇所の詳細と整備スケジュールというのをお聞きしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） すずらん灯につきましては、長年の課題であったというふうに思っております。今回の地方創生加速化交付金事業であるまち灯り整備事業として、計画をさせていただいたものでございます。ご質問の設置箇所の詳細と整備スケジュール

についてお答えをさせていただきます。

まず、照明灯の設置箇所ですが、南口周辺の県道、市道の5路線であります。

路線ごとの具体的なエリアにつきましては、県道野洲停車場線は滋賀銀行から国道8号までの間、市道野洲中主線におきましては野洲病院から関西アーバン銀行までの間、市道小篠原稲辻線は朝鮮人街道の分岐点からグランブルーへ通じる道路付近までの間、また市道木の下線は祇王井川からセブンイレブンまでの間、そして市道三上市三宅線は甲賀踏切から野洲小学校までの間となります。

整備のスケジュールにつきましては、平成28年度に88カ所全部の設置を行いたい、このように考えているところです。電柱の添架については78基、自立柱型で設置するのが10基の設置の予定をしております。平成29年度以降に滋賀県が施工します停車場線の無電柱化工事及びバリアフリー工事と調整を行い、滋賀銀行から新幹線までの間に照明柱を設置して照明器具の移設、いわゆる添架です。付け替えですが、そういった形で施工をしていきたい、このように考えているところでございます。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） なかなか地図がないと今のはわからないところであります。事前に僕も見せてもらったので、整備スケジュールの地図を。かなりの数を整備されるということで、とてもこれが予算として通ればすばらしいことで、商工会の支部の方にもその話を聞きに行ったら、すごい喜ばれておられました。

ただ、もう一度確認したいんですけど、その整備した後は、要は市が所有して全て管理していくということですね。そのすずらん灯の、今、駅にある撤去する費用も市が出すということですか。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 今回、設置する部分については市が管理をしていくと。撤去については商工会の方でしていただくと、こういう流れになっています。

それと、先ほど「野洲中央線」のことを「野洲中主線」と申し上げたのを訂正させていただきます。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 今の区間に関しては、説明はよくわかったんですけど、それ以外の商工会が管理しているすずらん灯に関しての方は今後はどのような方向性で考えておられるんですか。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） それ以外の地域ですけれども、それぞれ各支部さんの地域事情がございます。そうした中で自治会と協議されて整備をされていく、こういう状況でございます。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） それでは、5番目ですけど、この交付金が事業採択されることにこしたことはないんですけど、仮に不採択事業となった場合、全員協議会で配付された資料の裏面の地方創生加速化交付金事業の取り扱いについての表があるんですけど、そこでは一般財源に振り替え、もしくは減額というふうに書いてあります。今のまち灯り整備事業に関して不採択となった場合はどのようにされるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 議案質疑、あるいは代表質問でもそれぞれこの不採択になったときの対応という質問がありました。不採択になれば、いわゆる所要の調整は必要なものの、単独事業でも実施、未実施の選定を行い、さらに実施する事業について早期着手の必要な事業、あるいは時間を置いてやるべき事業の振り分けを行い、精査の上、方向性を決定してまいりたい、このように考えているところです。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 不採択になった場合は一般財源の中でやってもらいたいと思うんですけど、先ほどもお聞きした中で、県の無電柱化事業との兼ね合いがあるので、今、時期のことも言われたから、そこら辺もあるのかなと思うんですけど、今回の事業として採択された場合は無電柱化の時期との兼ね合いで1度取って、改めて600万円ぐらいの費用をかけて歩道拡張後に柱を立ち上げるということで、なかなか非効率な形になってしまう。この交付金事業の関係もあると思うので、そういうことになっているんですけど、ただ採択されない場合で一般財源で行う場合は、無電柱化事業の後に行う方が効率的なのではないかなと思いますけど、そこら辺の見解はどうですか。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 照明灯設置費用については、ご質問いただいているとおり、事業実施を無電柱化事業の同時期、あるいは後に発注すれば効率的であるというふうには考えます。

しかし、商工会より本年3月をもってずらん灯を消灯するというもお聞きしてお

ります。しかし、無電柱化事業の後にいたしますと、1年間、いわゆる1年間以上ですけれども、真っ暗の歩道となります。仮に交付金が採択され実施するにしても一定の期間が必要でもあります。したがって、今後は商工会と消灯時期について協議をしていきたい、このように考えているところです。

そうしたことで、平成28年度で電柱に照明器具を設置して、夜間の歩行者の安全の確保をしてまいりたい、このように考えております。その後、3点目の質問でもお答えしましたように、いわゆる平成29年度に滋賀県が施工する無電柱化事業並びにバリアフリー事業と調整しながら歩道敷地内に照明柱を設置し照明器具を移設する、そうしたことが効率的であり、安く設置できるものと考えております。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 今の説明でわかりました。商工会の方々とも話をしてあって、今のこともつい最近聞きました、全て消したいと。けど、市の方から6月まで待ってほしいということで、駅前に関しては6月までは頑張って付けるということで、他のところ、ある支部、駅前の支部のこちら側の支部に関してだけしか僕は情報は持っていないんですけど、は3月で全て消すと、他のところは。ということは、丸善前のところはもう3月で消すということになるので、となると、丸善前のあそこも結構人通りも多くて、メイン通りではないですけど、にぎやかな地区でもあるので、そこら辺のところが消されるということで、何か対応もされていかなければならないと思うんですけど、そこら辺はどのように考えておられるんですか。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 今回、この加速化交付金で、そういったすずらん灯に対応するがための、いわゆる歩行者の安全確保という意味ではこういった形で路線ごとに計画をさせていただきました。ただ、今言われたように、丸善から新幹線までというところにもありますので、今後、様子も見ながら、そういった形での対応が継続してできるものであれば検討はしていきたいと、このように考えます。

○議長（市木一郎君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 何よりも今回の交付金がまず通るかどうかが一番の課題ですけど、通ったとしても、他のエリアのすずらん灯に関する課題は残りますし、交付金として通らない場合はもちろん一般財源、市でやってもらいたいというふうに思いますし、本当に商工会の方々も大変な今、景気がなかなかよくなる中、維持管理していくのが大変で、

それも、やはり防犯ということも考えてはりますし、にぎわいということも考えて、何とか努力しようとして、ここまで継続してこられたので、そこら辺のことも考慮して今後進めていってほしいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（市木一郎君） 次に、通告第5号、第5番、中塚尚憲議員。

○5番（中塚尚憲君） おはようございます。第5番、中塚尚憲です。

今回は野洲市役所内における分煙の取り組みについてお伺いしたいと思います。

こちらに「市役所内」と書いていますけれども、周辺の外側など、駐車場部分においたら、この近隣の部分も含めるというような部分でお願いいたします。

そうしましたら、まず質問に入る前に、現在、受動喫煙からの保護についての背景について、簡単にご説明させていただきたいと思います。まず、国際的にたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約、平成17年発行、第8条において、たばこの煙にさらされること、受動喫煙からの保護が明記され、締約国には、受動喫煙によって死亡、疾病及び障がいを引き起こすことが科学証拠により明白に証明されることを認識するというような明記があります。その後、平成19年、たばこの煙にさらされること、受動喫煙から保護に関するガイドラインが採択され、公共の場での受動喫煙防止対策を促進、100%禁煙以外の措置は不完全である、屋内の公共の場及び公共交通機関は禁煙とすべきというようなことがあります。

国内においては、受動喫煙防止をうたう健康増進法が平成15年施行され、第55条には多数の者が利用する施設管理者に対し、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう求めておられます。その後、厚生労働省健康局長より受動喫煙防止対策についてというようなものが出されております。そこでは、具体的に対象となる施設、具体的方法を示されております。

その他にも分煙効果判定基準策定検討報告書というものが出されておまして、さらに具体的に屋内においてはデジタル粉じん計を使用して、具体的な、例えば時間平均浮遊粉じん濃度が0.15ミリグラム／立方メートル以下であるとか、検知管を使用して一酸化炭素濃度を出すであるとか、あと非喫煙場所から喫煙場所に一定の空気の流れを確保するであるとか、屋外においても同じような形で明記されております。

さらに、平成20年、受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会報告書において、現状の認識として、受動喫煙の煙中にニコチンや一酸化炭素など、さまざまな有害物質を含み、

特に人の発がん性がある化学物質を含む。乳幼児突然死症候群、子どもの呼吸器感染症、ぜんそく発作の誘発、呼吸器疾患の原因である。血管内皮細胞の障がい、血栓形成促進の作用、冠状動脈疾患の原因、急性の循環器への悪影響などが明記されております。今後の受動喫煙防止対策は、多数の者が利用する公共的な空間においては、原則として全面禁止であるべき。特に子どもから受動喫煙の被害を防止するよう求められております。あと、たばこ煙の曝露がある得ることを注意喚起する必要がある。清掃員の方たちへの受動喫煙、たばこ煙の曝露に対しての配慮、その他残留たばこ成分や無煙たばこの新しいものが出ておりますので、その辺の情報提供などが呼びかけられております。

あと最後に、野洲市においても、平成22年、野洲市路上喫煙等の防止に関する条例が施行され、こちらの棟にはその他公共の場所というのも含まれております。市の責務として、市民等の健康と健全な生活環境の確保及び啓発に努めなければならない。喫煙者の責務として、他人に迷惑を及ぼし、または被害を与えるおそれがある路上喫煙等をしないよう努めるなど、明記されております。

このような受動喫煙に対する国内外及びこういう動向を踏まえて、現在の野洲市の取り組みについて、これからお伺いさせていただきたいと思っております。

まず1点目、野洲市役所内の喫煙可能箇所数とその設置場所についてお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） それでは、中塚議員の野洲市役所内における分煙の取り組みについて、まず1点目の市役所内の喫煙可能箇所数とその設置場所についてのご質問にお答えいたします。

喫煙可能箇所は野洲市役所内で3カ所、北部合同庁舎内で2カ所です。その場所については、市役所は本庁舎3階の第2委員会室前にある部屋と東別館2階廊下を仕切った喫煙場所、旧仮設庁舎入り口前の3カ所であります。また、北部合同庁舎は庁舎と附属棟の間の通路と北部合同庁舎と中主防災コミュニティセンターを結ぶ2階通路、この2カ所でございます。

なお、野洲市役所内における分煙の取り組みは、平成24年度に野洲市役所庁舎内の喫煙所を廃止して屋内を全面禁煙とし、喫煙場所を屋外の1カ所のみとすることを庁議で決定し、その当時の議長に提案いたしました。実現に至らず、結果として現在も庁舎内に喫煙所があります。

一方、子どもや妊婦の出入りが多い西別館入り口付近にあった屋外喫煙所、これは建物

から離れた旧庁舎前、市民が使われる庁舎から離れた旧仮設庁舎前の入り口付近に移動させた経緯があります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） そうしましたら、ちょっとかぶるところもあるかもしれませんが、喫煙設置場所の選定方法について、改めてお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 喫煙設置場所の選定方法についてお答えいたします。

喫煙場所は、たばこの煙が事務所内に入らない箇所を選んでおります。庁舎内にある2カ所の喫煙場所では、使用時にドアを閉めることと換気扇を回すことを徹底し、煙の影響が少なくなるようにしております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） ごめんなさい。もうちょっと詳しく教えていただきたいんですけども、この設置された年、何年度とか、そういうのがわかれば、まあ言うたら、今、こうやって、法律等、条例が出ていて、細かく、中身を注意しないかんというのが出ているので、それがちょっとわかれば教えていただけますか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 第2委員会室前につきまして、この庁舎を合併時に改修して以来ですので、そのときからですね。東別館についてはもう少し後やったかもしれませんが。

それでよろしいですか。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） 済みません。平成何年度とかは、ごめんなさい。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 現在の本庁舎は平成16年度でございます。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

次に、喫煙場所での清掃方法はどのように取り組まれておりますでしょうか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 喫煙場所での清掃方法についてお答えいたします。

野洲市役所、北部合同庁舎とも建物清掃を業者委託しておりまして、その業務の中で喫煙場所の清掃も行っております。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） 済みません。具体的に清掃方法を教えていただけますでしょうか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 喫煙場所の清掃方法ですね。

○5番（中塚尚憲君） はい。

○市民部長（上田裕昌君） 喫煙場所の清掃方法は、たばこの吸い殻を持ち出すというか、始末すると共に床の清掃、テーブルの清掃でございます。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） こちらの清掃時に、例えば、そのときに喫煙をする、しないとか、掃除が入られるときに喫煙されている場合もあると思うんですけれども、その辺の、先ほど言うたように、受動喫煙されるおそれがありますので、その辺の注意喚起などというのは、その委託のときに説明されていたりとか、あるんでしょうか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 庁舎内の清掃については、トイレとか一部を除きまして、開庁前、8時半前に行っておりますので、利用と清掃の作業が同じ時間帯になるということはありません。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） そうしましたら、清掃員さんたちにはそういう注意喚起というのはされていないというような形ですかね、受動喫煙のおそれがあるというような確認ですね。済みません。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 受動喫煙というのを、例えば副流煙だとかいうことに限定すればないので、いわゆる開庁前ですので、たばこを吸っているということがないので、そういう指導は現在のところしておりません。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） そしたら、もうちょっと詳しく聞かせていただきます。たばこは吸われていなくても、たばこを吸った後にも成分というのは残りますね。そういうのは測

定された上で今のような発言をされているのか、ちょっと確認させて下さい。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） おっしゃるにおいだとかたばこの成分が残留するというのはわかりますし、その測定の方法があるというのも理解しておるんです。ただ、私が、前提に申しました副流煙についての話で申し上げておりますので、その意味での指導はしてございませんし、本来それは我々発注側がするべきものか、受注側の事業所、いわゆる清掃業者が従業員にするべきものかというところもございますので、現在のところ発注者の市役所としては作業員さんにはしておりません。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） そうしましたら、具体的にどのぐらい影響があるかというのは、まだ調べられていないというような形で認識させていただきます。

次に行きます。

市役所内の職員の喫煙者数は現在何名ぐらいおられるか、お願いいたします。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） ご質問の市役所内職員の喫煙者数については把握しておりません。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） 次に行きます。

喫煙可能時間や勤務時間内における取り決めがありましたら、教えて下さい。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 職員に対する喫煙可能時間や勤務時間内におけます取り決めは設けておりません。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） そしたら、先ほど喫煙者数をカウントされていないというような形やったので、次の質問の各喫煙所での1日当たりの喫煙者数というのも把握されていないというような形でよろしかったでしょうか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 1日当たりの喫煙者数についても把握しておりません。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） 済みません。ちょっとだけ追加で聞かさせていただきたいんです

けれども、まず喫煙箇所を設置するときに、例えば喫煙者がたばこを吸いたいやとか、多分あったと思うんです、設置してはるということなんですけれども、その当時というのは、まあ言うたら、何年ぐらいを想定されて喫煙所というのを設けられておるのでしょうか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 当時、担当もしていませんし、当時の記録もございませんので、そういった想定にはお答えできないというか、資料はございません。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） 次に行きます。

分煙に対する具体的な取り組みについて、ハードの方の面からお願いいたします。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 分煙に対するハード面の具体的な取り組みについてお答えします。

各喫煙所に灰皿を設置するのは当たり前ですけども、屋内の喫煙場所には換気扇を設置し、煙が屋内喫煙場所以外に漏れないよう使用中は必ず回すようにしております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） 次に、ソフト面についてどのような取り組みをされているか、教えてください。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） ソフト面の取り組みについてお答えします。

職員に対しましては、喫煙のマナーとして喫煙場所以外での喫煙をしないよう、このように指導しておりますし、その他喫煙者がマナーとして守るべきことは、あるいは職員、あるいは来庁者自身の判断によるものだと思っております。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） 済みません。今、喫煙者のマナーで、喫煙場所で吸って下さいというようなことを言われていると思うんですけども、西別館から裏の駐車場、ちょうど裏の駐車場から抜けるところの外側に置いてある喫煙所のことなんですけれども、あそこは具体的にどの範囲が喫煙所になっているか、教えていただけますか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 範囲を特に明示するようなことはしてございませんが、灰皿

が建物のステップのところに置いてございますし、一部風よけのつい立ても準備してございますので、そのエリアが常識的な範囲だというふうに認識しております。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） そのエリアというのは、壁の内側ということでよかったですね。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） はい、そのようにご理解いただければよろしいと思います。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） さらに、今の設置箇所のことなんですけれども、下にじゅうたんみたいな、マットみたいなが敷いてあるんですけれども、あれは防火対策か何かなんでしょうか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） そこは旧仮設庁舎の入り口ということもあって、入り口の玄関マットというような意味合いやというふうに理解しております。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） そうすると、例えば灰が落ちて引火の可能性もあるというような形でよかったですか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 可能性については否定できないものだと思っております。可能性があるかどうかを測定しておりませんので、現在のところは否定できないと。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） 多分、ぱっと見て、何か、マットがあると立っていると楽ですの、そういう意味で置いてあるのかなとちょっと思っていたりして、例えば、やっぱりその辺は危険かなとちょっと思ったりしたので、もしあれやったら後で確認していただけたなと思います。

次へ行きます。

市として、喫煙者に対する姿勢についてお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 市として喫煙者に対する姿勢についてお答えいたします。

喫煙者には喫煙場所を提供しているという観点から、きれいに使用するように指導しております。

なお、先ほども申し上げましたとおり、喫煙者には喫煙マナーを守るということが当然求められるものというふうに考えております。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） 今の発言の中で、マナーを守ってもらうというような形があったんですけれども、そのあたりを表示してあるかどうか、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 特に表示はしてございません。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） そうしましたら、市の職員以外のことに対したら全くわからないというような状態でよかったですか。その辺、明記してなければマナーを守るかどうかもわかりませんので、そのような捉え方になると思うんですけど、合うてますか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 私が申し上げましたのは、喫煙者とマナーとするのは人に言われても喫煙する場合にどのような影響が、自分が吸うことによってあるかということと、それと当たり前のことですがけれども、公共の場ですので、汚さないという、そういった初歩的なマナーですので、改めて表示しなければわからないものというふうなマナーを想定しておりません。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） 次に行きます。

喫煙者より要望はありますか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 喫煙者よりの要望の有無についてお答えします。

屋外の喫煙場所におきまして、風よけを設置してほしいという旨の要望がありましたが、現在、設置しているあの程度で十分だと判断し、それ以上のことは対応しておりません。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） 風よけに関しては、僕も天井部分があいているというのは、効果的な部分、方法やと思いますので、それでいいと僕も思います。

次、非喫煙者さんより要望は何かありますか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） ご質問の非喫煙者からの要望はございません。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） 回答をいただいていたけれども、多分あると思いますので、もう一回訂正をお願いします。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 先ほど平成24年の話をしたとおり、庁議を経て、喫煙というか、屋内での喫煙についてはやめてくれということです。庁議に諮っていきまして、議会の方にも提案してございますので、その意味では、非喫煙者もその中に、全体の中にいますので、その意味では総意として、市の総意としてやめていこうということはございますので、そこがもともと市がそういったことを協議したのは自治連合会の役員会で、会議で決定いただいたと、それに基づくものですので、そういう意味では市民からもそういった要望があるというふうに言えると思います。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） 要望があると思います。僕もインターネットで野洲市でそういうのを調べていたら、ちょうど市長の手紙で回答してはりました、今の自治連合とはまた別なんですけれども、それを言うてくれはるかなと思ったら言うてくれはりません。わざわざ市長の手紙で載せられて、野洲市役所の喫煙所についてというような文言で出されて、それに対する回答もされております。そのことも言うてくれはるかなと思ったら入っていませんでしたので、改めてそこを説明した方がいいですね。知らんと言いはったというか。今、ないとおっしゃられたね、最初ね。今、自治連合会からというだけやったので、これが入っていなかったの、ちょっと簡単に説明させていただきます。

市役所の喫煙所について。問い、廃止してほしい。せめて駐車場の一番奥に配置してほしい。裏の駐車場から庁舎に入るとき必ず通らないといけません。子どもを連れているとき、いつも気になりますし、子どもに関わる部署の近辺に存在するのはあり得ないというようなものが上がっています。これ平成24年です。そこから、市長への手紙により、ご意見ありがとうございますというような回答がありまして、当面は現状維持し、経過を見ると共に一層禁煙の取り組みを進めてまいりますというような形で締めておられます。

ここで「現状維持し経過を見る」とありますけれども、まずその経過はどのように見られてこられたか、お伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） その市民からの手紙なら承知してございまして、ちょっと失

念してございまして、申しわけございませんでした。

その経過につきましては、その方がおっしゃっている屋外の喫煙所というのはまさしく先ほどからご質問いただいております旧仮設庁舎前のマットの話があった場所でございますが、あそこがだめだというご意見ですが、その前のご意見のように。

済みません。経過を見るということでしたね、済みません。その後、その方からのご要望もございませんし、それと他の方からのあそこの場所の不適を指摘するようなご意見もございません。長年、平成16年、あそこに置いたのはもっと後かな、長年あここに置いておりますが、そういったお手紙はそれっきりだと思いますので、それを無視するわけではございませんが、そこまでいくと、かなりの設備を整えた喫煙所を屋外に設けるということにもなりますので、経過としては、他の方からのご意見はないかというのは経過やと思います、見るというのは。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） そうしましたら、経過を見るというのは次のあれがないかどうかを待ってただけで、何か取り組みをされていたというわけでは、今の話ではないですね。というような形で僕は受けました。

次に、喫煙に対して職員にどのような教育をされているか、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 喫煙に対する職員向けの教育は現在行っておりませんが、健康に対する被害等の研修は行っております。しかしながら、喫煙が職員の健康に影響を与えることは認識しておりますことから、今後安全衛生委員会において検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） 次に、子どもに対する配慮についてお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 子どもに対する配慮についてでございますが、現在の喫煙場所はいずれも子どもが1人で近付くところではございません。特に配慮は行っておりませんが、冒頭に答弁させていただきましたとおり、平成24年度に西別館入り口付近にありました屋外の喫煙所につきましては、子ども家庭課が西別館にありまして、子どもや妊婦の出入りが多かったことから移動したという経過がございます。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） 多分、今の話を聞く限り……。

（「反問する」の声あり）

○5番（中塚尚憲君） どのタイミングで反問になるんですか。

○議長（市木一郎君） いや、答弁。

○5番（中塚尚憲君） 答弁だから、いいんですね。

（「今、答えたから反問してよろしい」の声あり）

○5番（中塚尚憲君） もう当てられた後なので、次の機会を待って下さい。

さあ続けて質問します。

現在、今の話であれば、ちょっと対策が不十分かなというような形で思っております。まず、裏の駐車場、先ほどから何回も出ていますけれども、なんですけれども、例えばあそこの喫煙所で1人たばこを吸われた場合、どのぐらい煙が飛ぶかというのはご存知でしょうか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 煙が飛ぶ範囲ですか。

○5番（中塚尚憲君） はい。

○総務部長（川端弘一君） 承知してございません。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） 大体10メートル強ぐらい報告されております。それが、例えば同じ場所で2人、3人吸われたら、掛ける2、3になっていくような報告があります。その中で、例えばあそこの敷地の中の面積で言えば、逃げ場、例えば、においが気になるかなと思ったときに、あそこの灰皿が置いた場所から円で枠をとった場合に、なかなか逃げ場がとれないと思うんですけれども、そのあたりはどう思われますか。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 逃げ場という、今おっしゃった逃げ場が、先ほど1本について半径10メートルということでしたら、逃げ場がないというのは、半径10メートル以内を通らずに裏の駐車場を利用できないということをおっしゃっておるならば、そういうことになると思います。

反問です。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 先ほどからお聞きしておりますと、中塚議員は受動喫煙とい
いますか、たばこをお吸いにならない方への配慮といえますか、当然吸う人の義務として
迷惑をかけないということを推進する立場にあると思うんです。

それで、先ほどおっしゃっていただきました法整備の中で重大な法が1つ抜けておりま
したので、参考のために申し上げますと、労働安全衛生法が改正されて、平成27年6月
1日から職場の受動喫煙の対策が事業者に、これは努力義務ですが、課せられたという大
きな動きがあって、それで私はこの機会にお聞きいただいたとっていたんですが、どう
もそうじゃなかったということでもあります。

それとお聞きしたいのは、そういった立場で特に公共施設の分煙を進められておるん
ですけれども、先ほど申し上げた、議場といえますか、3階の第2委員会室の前にもたば
この喫煙所があるんですが、それも含めまして、建物の屋内での喫煙については、特に公
共施設、市役所はどうあるべきだというふうにお考えでしょうか。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） 1点、先に訂正というか、違うというような話をさせていただく
と、推進の立場というものよりも、こういうものが上がっている状態で、背景もこのよ
うに分煙を進めていく状態の中で、現在野洲市はどのぐらい取り組んでいるのかなとい
う確認がしたくて、今回質問しているという、まず認識をしていただきたい。もちろ
ん、僕も子どもがいる家庭を持っておりますので、あそこの駐車場を通るたびに、例
えば、先ほどエリア内と言われていた、箱から出て吸うてはる方ももちろん目にして
おります。それが経過を見る中には入っていないのかもしれませんが、やはりにおい
というのは来ておりますので、その辺も含めると、僕としても、やっぱりもう少し
進めて、取り組みをしていただきたいなというような思いはしております。

あと、3階に関してですけれども、屋内の喫煙に関しては、個人的な意見というよ
りも市役所内に設置する場合の管理責任義務として足りていないのは思っております
というような認識です。

○議長（市木一郎君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） どうあるべきかということを知っているんです。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午前10時21分 休憩）

（午前10時22分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） 今の反問にお答えします。

今回の質問においては、個人的な意見というのは入れておりませんので、その個人的な見解を回答する必要がないという回答をさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午前10時22分 休憩）

（午前10時25分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 大事なことですか、質問していただいている中塚議員のお立場というか、考えのお立場ですけども、どういった考えのもとで質問していただいているかということが非常に大事だと思いますので、改めてお聞きします。

市役所の中にも現在屋内の喫煙所がありますが、その喫煙所について中塚議員は必要だというふうにお考えでしょうか。あるいは、撤去すべきというふうにお考えでしょうか。率直にお答えいただきたいと思います。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） 反問にお答えします。

先ほど質問にはお答えしておりますので、今回改めてお答えすることはありません。

○議長（市木一郎君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） 現状、今、野洲市の分煙対策における取り組みを聞かせていただきましたけれども、やはり回答を聞く限り、まだまだできていない点、まだまだ改善の余地がある部分というのはたくさんあると思います。

今回、去年の平成27年5月に職場の受動喫煙防止対策に係る技術的留意事項に関する専門家検討会報告書というものが出されております。そこには、具体的に表示、掲示の義務として、喫煙可能区域である旨、喫煙可能人数の目安、適切な使用方法、あと周知の努力、屋外開放系と呼ばれる、先ほど言うたように屋根があいている部分、屋根と壁の一部があいている部分においては、屋外喫煙所の外にたばこの煙が漏れるおそれがあるため、設置場所について十分検討が必要。さらに、人の往来が多い区域から可能な限り離して設置、風下側へ設置、外から見えること、それは防火予防、あと労務管理について書かれており

ます。

あと、屋外の確認方法につきましても、具体的にデジタル粉じん計を使用して、床から1.2メートルぐらい離して、1分間隔で何分とるとか、多分知ってはると思いますけど、その辺も明記されております。

屋内については、さらにもっと細かく書かれております。まず、要る、要らんの前に、それができていて、初めて喫煙を可能にしていないと、それは、というのは、僕は思っていたりするんですけども、その中で屋内については、出入り口から喫煙所に向かうスムーズな風、まあ言うたら、閉めている状態においても外に漏れ出さないためにこういうものがあります。

あと、通路側から室内が見える。それは防火対策であったりとか、労務管理の兼ね合いからも有効やと思います。

あと、壁の素材についてもたばこのやになどが付着するため、清掃が簡易であるようにすべきである。

あと、エアコンはあそこ付いているのかな。もし付いている場合においては使用時の温度差によって、もちろん気圧の流れは変わりますので、そういう注意点が必要。

あとは出入り口にのれんなどを付けることによって、出入り口の間口が変わりますので、それでなるべく中に入る空気が保たれやすい。ただ、閉め過ぎると、また気圧がまた急激に変わるおそれがあるという、注意点があります。

あと、空気清浄機の設置も有効だと書かれております。ただ、たばこ煙の中には粒子状物質と呼ばれるものは空気清浄機において除去できますけれども、ガス状物質と呼ばれるものも含まれておりまして、それは完全に除去できないという注意点がありました。

あと、屋外に関する排気ですね、ファンの大きさ等も細かく書かれております。

あと、灰皿の設置も、先ほど言われていましたけど、灰皿の設置場所、例えば出入り口に近くとかではなくて、その排気するところに近いところに置くべきであるというようなことも書かれております。

あと、さっき経過を見るというような流れで、先ほどは待っているというような感じやったんですけども、四季による変化などもありますので、最低3カ月以内に1回ぐらいが目安、あと定期的に観測日を設けてするのがいいんじゃないかというような報告が上っておりますので、やはりこれを読んだだけでも、やっぱり野洲市役所内の取り組みと比べるとまだまだ足りていないなというような印象を受けたので、今回、質問させていただきました。

きたいんです。個人的に喫煙してやる方を責めているとかではないんです。やっぱり、喫煙をしている方を責めているわけではないんです。やっぱり、個人的マナーもさっきも言われている。ただし、公共機関ですので、表示義務、やっぱりあちら裏から東館がありますと書いてあるじゃないですか。それと一緒にような取り組みで、やっぱり適切に管理していただきたいなという思いがありますので、それをお願いして、一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

再開を午前10時45分とします。

（午前10時31分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第6号、第2番、稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） 一日も早い市民のための地域中核的医療機関を望んでいる野洲政風会、第2番、稲垣でございます。

では、質問を始めさせていただきます。

ナンバー1、指導力不足の教員の指導についてお伺いいたします。

これまで学級崩壊とは高学年で起こりやすいとされてきましたが、ここ数年低学年でも学級の規律が乱れ統制がとれなくなっております。崩壊へのつながっている現状があります。学校によっては、毎年どこかのクラスが崩壊し、次に持つ担任が苦勞することが想定されています。このような厳しい現場について、本市の情勢、それに伴う対応や改善状況についてお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） それでは、稲垣議員の指導力不足教員の指導についての1点目、学級崩壊につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、学級崩壊という用語でございますけれども、これはマスコミによって名付けられたものでございます。

教育委員会といたしましては、子どもが教室内で勝手な行動をし、教師の指示に従わず、授業が成り立たない状態が一定期間継続し、担任による通常的手法では問題解決できない状態、こういうことを教育委員会では学級がうまく機能しない状態という表現を用いまして、毎月各学校から報告を求めているところでございます。

その報告によりますと、2学期以降、小学校121学級現在あるわけですが、そのうち1学級がうまく機能しない状態に陥っておりました。当初の状況ですが、一部の子どもが給食時間や朝の会、帰りの会等で立ち歩くなど勝手な行動をし、担任が注意をしましても注意に従わなかったことから、担任は大変困りまして、その後、そのことが授業中にも少しあらわれてまいりました。学習態度の悪い一部の子に対して注意をいたしましても、担任の指導が入りにくくなっていることが見受けられました。これは授業が成り立たないという、そういう状況ではございません。

こうした状況を受けまして、一刻も早く正常な状態に戻していかなければならないということで、学校では当該学級の学級運営と学習指導がうまく機能するよう、複数教員による学習指導や学校教育支援員を含む学年教員全体での指導など、組織的な対応を進め、学年末を控えた今では学級としてほぼ機能していると、そのように聞いているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 教育長、さっきの1クラスの原因というのは、主に何だったのか、把握されていらっしゃいますかね。お願いいたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 学級がうまく機能しない要因は、これだというのは特定できませんけれども、一つには、やはり教師の指導力の不足ということも考えられるだろうと思いますけれども、子ども同士の人間関係の問題とか、あるいは家庭でのしつけの問題、そういったものがあるのではないかなど、そのように思います。

以上です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 学校組織として、該当学級に入ることは、サポートすることは大切だと思うんですが、複数教員でサポートした場合、組織のバックアップがなくなったら、また逆戻りするという可能性もはらんでいると思うんですけど、そのあたりは教育長、いかがでしょうか。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） バックアップがなくなったという状況を……。

○2番（稲垣誠亮君） その1人になったらという意味です。複数の教員で入ったのが、

ずっとは無理だと思うので、1人になった場合という意味で申し上げました。

○教育長（川端敏男君） それはそれまで組織的に対応していますので、徐々に子どもたちの方も、やはりこれは悪いことだとか、しっかり授業を受けないといけないとか、注意されたら注意を聞かないといけないなという状況になると思いますので、そういう心配は余りしておりませんし、1人になったときでも、もしそういう状況が起これば、また次の時間からは複数で入るといようなことで対応はできると思います。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 今後、学級崩壊にならないためにも、どのような指導を続けてきた結果、その学級崩壊になったのかということをはっきりと明らかに検証化する必要があると思うんですが、そのあたりの検証については、本市の小中学校においてはいかが対応されていますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） もちろん先ほども申し上げましたけれども、学級崩壊、余り学級崩壊とは私、余り言いたくはないんですが、学級がうまく機能しない状況というのはいろんな要因が考えられますので、当然それは学年内、あるいは学校でその分析はして、そしてその要因になっているところを取り除いていきながらうまく機能するようには当然していかなければならないと、そのように思っております。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 今、学年でそういうふうになれるということであれば、やはり学年主任の器量というのが十分に問われる事態だと思うんですけど、学年主任以下の部下さんは、やはり年配の教職員さんに当たると思うので、なかなかその学年主任は真っ向に強く言えないと思うんですけど、教頭先生が学年主任以下の部下の職員に対して、事情を伺ったりするというのも重要だと思うんですが、そのあたりは教育長、いかがでしょうか。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） もちろん、管理職の方は該当の学年、あるいは該当の学級担任には当然そのことは聞いて、先輩教員としてこういう方法をとったらどうだろうという、そういう指導はできていると思います。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 2番に移ります。学級崩壊の原因として、指導力が不足している教員が毎回クラスを崩壊させてしまうことが挙げられると思います。また、指導力が不足

していると思われる教員の学年配置が低学年に偏りやすいことも考えられる原因の1つです。力量不足の教員に対する指導はどのように行われているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 指導力不足の教員に対しましては、指導が十分にできない内容を、やはり明らかにしなければならないと、そして、そのできない部分を改善していくというふうに考えております。教科指導が十分でないのか、あるいは生徒指導面で少し指導力が足りないのか、学級づくりの面で指導力が足りないのか、そういったことを明らかにしながらその改善を図っているところでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） じゃ、指導力不足を未然に防ぐような、また学級崩壊を繰り返さないための研修、あと年度初めから学校全体での指導を取り入れた指導体制を進めて、1人で抱え込まないような学校体制、あと僕が提案したいのは交換授業等も提案したいんですが、必要性和充実度について、所見をお伺いできますでしょうか。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 一つの方法として、教科担任制みたいな方法も重要ではないかなと、そういう方法も考えられると思います。

以上です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） はい、わかりました。ありがとうございました。

では、次の質問に移らせていただきます。

子どもたちの育つ家庭環境の多様性に対する対応についてお伺いいたします。

子どもたちの育つ基盤である家庭環境がここ数年多様化していることと思います。それゆえ、今まで当たり前とされてきた社会的スキルが十分備わっていない現状が本市においても生徒より見受けられます。考えをお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 子どもたちの育つ家庭環境の多様化に対する対応についての1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

昨日もご質問があったところで答弁をさせていただいていたんですけども、子どもに

とって家庭は安らぎの場であると共に、基本的な生活習慣や思いやりの心、倫理観、自制心など、生きていく上で必要な技能や規範を身に付けさせる場でもあります。しかしながら、近年、家庭が従来の教育力を十分に発揮できない状況が生じておまして、学校で集団生活をする上で当たり前のことが当たり前にできない子どもが在籍しており、学校現場を悩ませているということも事実でございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 教育長がおっしゃるとおり、家庭の教育力が欠けていることもあると思うんですが、子どもにとっては毎日の生活の中で困り事を抱えていると思います。そこで、前は発達障がい、幼稚園から小学校に上がる時にノート等の提案をしたことがあると思うんですが、就学前施設である幼稚園や保育園との連携を進めて、小学校へ入学してからの困り事が少しでも減るように小学校への情報提供がスムーズにされるような環境を整える必要があると思うんですが、そのために本市が今努力していることは特にございますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 幼稚園、それから小学校との接続をどうしていくかというお尋ねだと思うんですけども、そのことにつきましては、小学校に入学するときには当然、幼稚園から、それぞれの子どもの状況等についてはきちっと報告を受けております。学校が始まってからは、また幼稚園の先生方も小学校へ入った子どもらがどんなふうな生活をしているかということの参観もしていただいていると、そのように思います。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 前回、湖南市のノートの提案をしたと思うんですが、決まった何か正式な先生による独自の私的のノートではなくて、本市として連絡ノートみたいなものをつくっては、正式なものをつくってはどうかと提案したいんですが、その辺はどうか。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） そういったカルテみたいなものがあればいいんじゃないかというふうなお考えだと思うんですけども、それにつきましては、幼稚園から小学校に入るときに、ちょっと名前を正式なものを忘れたんですが、小学校から中学校に行くときには指導要録等の写しを送りますので、そこに必要な事項は記入されておりますし、また特別

支援を要する子どもにつきましては、個別の支援計画等も作成をしなければなりませんので、それに基づいて指導は行えると思いますので、今申し上げましたような指導要録、それから個別支援計画、そういったものに基づけば、あえてそういったノートをつくらなくても十分ではないかなと、そのように思っております。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 今、幼稚園から小学校までは確かにそれでいいんですけど、小学校からまた中学校に上がるじゃないですか。なので、やはり1冊のノートとして系統立てる必要が僕は大切なのかなと思うんですが、教育長、いかがでしょうか。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 今申し上げましたように、小学校から中学校におきましても、個人の指導要録の写しといいたいまいしょうか、そういうようなものは送られておりますし、支援計画もきちっと送っておりますので、それで十分であろうと。あとは個別に非常に大きな問題を抱えているとか、そういったことは旧の担任と、それから現の担任、あるいは小中学校間での情報交換というようなものはきちとなされますので、申し上げましたように、それで十分ではないかなと、そんなふうには思っているところです。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） では、次に移ります。

社会的スキルが十分備わっていない子どもがクラスにいた場合、教員が子どもの現状を受けとめられず、従来の型に当てはめようと厳しく指導をした結果、大きな反発があり、かえって統制が難しくなることがあります。価値観、家庭環境の多様性について学級担任はどのように対応するか、教員に対する指導についてお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 教員に対する指導でございますけれども、教職員には、やはり社会で認められない行動を起こす子どもに対しては学校でも認められないという、そういう毅然とした態度で指導することが大切であると、さらにその指導をする際には、単なる叱責とか、あるいは説諭に終わらずに、該当する子どもに自分が行った行為の意味をしっかりと見詰めさせ、その心情を整理して、反省の気持ちを育てなければならないということをお伝えしております。

また、学級担任任せとせず、先ほども申し上げましたけれども、学校の組織的な取り組みというのは非常に大事なことです。そういった組織的な取り組みを進めていくこ

ととか、非常に重篤な個別課題を持っている子どもに対しましては、現在、学校に配置をしておりますスクールソーシャルワーカー、それから福祉部門になりますけれども、本市で申し上げますと、家庭児童相談室とか県の中央児童相談所、そういったところとの連携をしながらケース会議も開いて、そういった課題のある子どもに対応しているところでございます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 済みません。その外部機関の情報については、現場の先生としては、特に学校として指導とか通知はしなくても現場の先生が把握されていらっしゃるって、従前に活用できる情報はお持ちなんですかね。ちょっと僕はその辺がわからないので、教えて下さい。今の外部機関のことです。

○教育長（川端敏男君） ちょっと聞き逃して。

○2番（稲垣誠亮君） もう一度申し上げます。

今の外部機関の情報を今教えてもらったんですけど、現場の先生は十分に外部機関の情報については、情報としてお持ちなんですかね。従前にどのような外部機関が、専門機関があるかということ把握されていらっしゃるというふうに認識してよろしいでしょうか。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 当然、そのことは把握をしておりますし。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） では、次の質問に移ります。

学校教育支援の配置の充足についてお伺いたします。

市内小中学校に在籍している発達障がいを含む障がいのある子どもたちの学習支援、あるいは安全確保などのサポートを適切に行うため学校教育支援という位置付けで教員を配置しています。そこで、本市6小学校、3中学校に配置されている平成27年度現在の支援員の人数及び平成28年度の配置予定人数についてもお伺いたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 学校教育支援の配置の充足についてのまず1点目ですが、支援員の配置人数でございますが、今年度は22名、来年度は24名を配置する予定になっております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 複数での指導というのはこれから必要、重要になってくると思うんですが、その要望に応じて年度の途中から採用したいとかふやしたいということもあると思うんですが、その辺の弾力的な年度途中での採用についてはいかがでしょうか。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 年度途中の採用につきましては、予算等の関係もございますので、それは現在は行っておりませんし、考えを持っておりません。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 支援員の採用についてはどのように行っているか、また支援員の専門性については教員免許以外に採用の基準とされているのか、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 支援員の採用でございますが、応募は毎年2月の市の広報での臨時職員募集欄に掲載をする他、ハローワークにも求人募集を提出しているところです。

専門性につきましては、教員免許所有を採用条件とした上で、面接時に質問を通して把握するようにしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 人材不足でなかなか高い専門性のある人を募集するということは困難だと思うんですが、社会的スキルの身に付けていない子どもなど、多様化している現実がありますので、すぐれている資質を見抜いて、即指導に当たれる人材を選んでいただきたいと思っているんですが、その辺は面接状況はどうでしょうか。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） おっしゃるとおり、きちっと面接をしながら力量のある先生を採用しているというふうに思っております。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 3問に移ります。

学校教育支援の職務内容は障がいのある児童・生徒に対する支援が中心となってきますが、具体的にどのような支援を行おうとしているのか、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 主に支援でございますけれども、主に教育的配慮が必要な児童・生徒が在籍をしている学級に入らせていただきながら、担任が授業を進めているときにそば

に付いて個別指導等を行っていただいているところでございます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） その個別指導をする上で、子どもの様子や指導方法について、担任や管理職に報告するなどの共通理解が必要だと思うんですが、管理状況について伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） もちろん支援と、それから支援が入っている学級の担任とは絶えず連携をしながら進めていかなければならないことですので、当然そういったことはやっておりますし、またどういうふうな指導を進めているのかといったことは管理職は十分把握できていると思っております。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 市内各6小学校、3中学校の実情に沿って、各学校現場の教職員の要望に対してどの程度応えられているか、教育長の認識をお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 教育委員会といたしましては、できるだけ学校の要望に応えられるよう配置には努めておりますけれども、全ての要望には応えられているかと尋ねられますと、それは応えられていないんじゃないかなというふうには思っております。今後も教員への効果的な、やはり研修をしながらスキルアップを図っていく、それから先ほども申し上げましたように、来年度は24名の支援員を配置することも考えておりますので、SSW、いわゆるスクールソーシャルワーカーとの連携をとりながら支援員の配置については検討していきたいなど、そんなふうには思っているところでございます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 教育長、本当に大変な環境の中、よくされていらっしゃると思います。この間、北中の校長の先生が、大変な学校だと思うんですけど、卒業までずっといたいと、意欲的なお話も聞いていますので、今後とも野洲の教育行政をどうかよろしくお願いたします。

では次、ナンバー4の質問に移ります。

動物愛護についてお伺いいたします。

環境省において実際に引き取られた犬、猫の殺処分をできる限り減らし、最終的にはゼロにすることを目指すアクションプランが発表され、現在モデル事業が実施されています。

近年神奈川県川崎市が殺処分ゼロを達成したという報道が大々的に放送されたのは記憶に新しく、熊本市等相次いで殺処分ゼロを実現しています。動物愛護法が成立して以来、各自治体も力を入れる状況がうかがえます。動物愛護に関する本市の考え方、取り組み状況についてお伺いたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今日、初めてですので、議員の皆様、おはようございます。

稲垣議員の動物愛護に関する野洲市の考え方についてのご質問にお答えします。

ご承知のように、動物愛護といいますか、動物の取り扱いにつきましては、動物の愛護及び管理に関する法律によって、都道府県、そして政令指定都市、中核市が所管することになっております。したがって、今、ご質問がありました川崎市とか熊本市はこの法律に基づいて事務を行っているところであります。

残念ながら、野洲市はこの範囲の自治体に入っていないから、この事務は滋賀県が行っています。当然、滋賀県も同じ考え方に基づいてやっていますし、野洲市としては保護したり、引き渡した動物についてはこの趣旨にのっとられてやられています。あとまた質問されるとは思いますけども、野洲市でも実質、犬については殺傷処分はされていません。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 本市においてもできることがあると思うんですが、例えば、地域単位で動物愛護のイベントや譲渡会の開催等を行ったり、地域住民の方に殺処分ゼロの意識を持ってもらうことが市にとっても県にとっても動物愛護への啓発につながって、県への協力の一環となると思うんですが、市長、いかがでしょうか。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） だから、市では今、実際、問題が起こっていないし、連絡があれば、きちっと市の職員、結構市民からも感謝されていますから、そうして保護したり、預かったものについては、これ警察とか、さまざまな機関と情報共有をしていますから、飼い主が見付かれば、引き渡しています。現に、直近では1年間犬の殺傷は行っていません。

何が問題なのか、ご指摘いただいた上でやった方が、私にわざわざ制度とか実態、私もよくわかっていますが、私も直接犬が迷っていて、連絡したらたまたまうまく見付かったこともあります。だから、あえて取り組みイベントをするのかどうか、この事務自体は今申し上げたように滋賀県ですね。滋賀県の場合は県の管轄なんですね。ですから、あとは市民の飼い主にきちっと迷い犬、猫が伝わるかどうかとか安全が保たれるということが

徹底されていればいいので、現状では、今、うまく機能していると思っていますから、何か問題をご指摘いただいたんだったら、あえてイベントもしてもいいと思いますけども、自発的に稲垣議員がやられるとか、あるいは自治会でやられるとかだったら、また応援はいたしますけど、市がそこまで、今、病院のご質問だけでも大変なのに、きのう丸山議員はパンフレットをつくれとおっしゃったけど、本当に余裕があればいいパンフレットをつくれると思いますよ。そういうことだと思っています。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 次へ移ります。

飼養していた犬、猫は家族と同じく生活を共にするパートナーです。仮に行方不明となった場合、一日でも早く見付けてあげたいのが現状です。行方不明となったパートナーが本市で保護された場合、早急に飼い主のもとに戻すための対策についてお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今も少し触れましたけど、手続をもう一回簡単に申し上げますと、市内で保護された犬、猫は、一時的に市、市役所では環境課で保護をいたします。失踪届のある犬、猫の情報は、市と警察、そして動物保護管理センターで常時共有をしておりますので、保護した段階で失踪届の内容と照合し、保護された場所や特徴が一致もしくは類似しているものは速やかに飼い主と連絡を取りますが、万が一飼い主がすぐに見付からない場合は、動物保護管理センターに引き渡します。引き渡した犬、猫は、動物保護管理センター、これは湖南省にありますが、で情報を公開し、飼い主が見付かった場合は速やかに返還がされることとなっています。また、見付からない場合は、飼養を希望する方、引き取ってもいい方とのマッチングを行った上で最大限、殺傷処分をしないで引き渡すように、新しい飼い主を見付けてもらうようにしています。

本市で保護された犬について、実績を申し上げますと、平成26年度は17頭保護し、8頭が返還もしくは譲渡されています。平成27年度は、現時点ではこれまで6頭を保護し、全て返還もしくは譲渡されており、殺傷処分はゼロとなっております。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 一応、念のためにお伺いいたします。

迷子動物を市で保護した場合、市役所で一時保護されるということが市民に知られていない場合があると思うんですが、失踪届がすぐに提出されていれば連絡が付くと思うんですが、そうでない場合は動物愛護管理センターに引き渡しが行われてしまうと思うんです。

飼養者が失踪届を速やかに提出して早急に市役所に失踪した件を報告するように徹底する必要があると思うんですが、今、数がゼロという、殺処分がゼロということなんですけど、手続の必要性については市民に告知する必要がある、もっと広報とかでもあると思うんですが、そのあたりをもう少し告知等も必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今でもお知らせをすればいいので、広報でお知らせしますが、少なくとも犬に関しましては、飼い主というのはきちっと管理の責任がありますし、いろんな予防注射とかもありますから、一定の、先ほどのたばこと一緒に、何もかも子どもさんじゃあるまいし、犬を飼っておられる方はそれなりの責任と飼い方とかを踏まえた上で飼っておられるわけですので、毎回、市の広報でお知らせしてもいいと思いますけども、そこまでの必要は本当にあるかどうかですね。何もやぶさかではないです。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） そこで提案なんですけど、LINEというものがあると思うんですけど、LINEはスマートフォンをベースにしたサービスで、スマートフォンは誰もが日常的に持っているもので、他のソーシャルメディアと違って、緊急度が高い場合など、ほぼ確実にユーザーに情報を伝達するということができまして、今、地方公共団体が利用する場合は無料となっています。

市に犬、猫の迷子情報が入ってきた場合、即座に配信することをちょっと提案したいんですけど、アカウントは公共施設や動物病院等に掲示してもらいましたらいいと思うんです。行政機関で初めてLINEを導入したのは首相官邸なんですけど、国、自治体にソーシャルメディアの利用が広がっているのは、東日本大震災の後にデマや情報不足によって混乱が引き起こされた背景もありますので、有事の際に公共機関が迅速に新しい情報を市民に発信する必要があると思うんですが、この迷子事業でこのLINEでの迷子の情報の配信を提案したいんですが、いかがでしょうか。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） LINE等ソーシャルメディアを使うというのは、これは悪くないんですけども、現に野洲市ではさっき申し上げたような実績なわけですね。基本的に犬を飼っておられてどこへ行ってしまったら、まずは大体警察とか市役所にもう届けがあります。だから、あえて職員がそれをラインで届ける必要があるかどうかと思いますので、否定はしませんけども、新たな業務としてそれをやるよりもっと、やっぱり災害とか不審

者とかに傾注しないと。今言っておられますけど、作業が伴う場合はそれなりに職員の仕事とか周辺の業務が出てきますから、本当に今、機能しているものにそこまでの優先度があるかどうかと思います。否定はしませんけども、そういうレベルの話かと思います。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 飼養動物は飾りではなく1つの命だということを認識してもらうことが殺処分ゼロとのつながり、結果として人の命の大切さの意識を高めることにもつながると思います。本市小中学校における動物愛護に関する取り組み状況についてお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 小中学校での取り組み状況でございますけれども、小中学校におきましては、動物愛護に特化した取り組みは現在は行っていません。道徳の時間とかには動物愛護の題材を扱いながら授業はしておりますし、愛鳥週間などに子どもたちが動物愛護に関するポスターをつくったり、そういう取り組みはしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 提案なんですけど、例えば動物保護管理センターで収容されている動物の収容例の、例えば見学とか、センターの業務、殺処分で行われている人の話を聞く機会とか、また実際に目で見てどう感じるかを話し合う機会として、社会科見学等で実践してもいいかと思うんですが、道徳の時間に取り入れる、例えば小学校低学年には動物センターのふれあい移動教室とか、そういった形で命の大切さを学ぶ機会を設けていってはどうかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） いわゆる校外に出かけて、社会見学ということで行くわけですが、そのことにつきましては、それぞれの狙い等がございますので、必ずしも今おっしゃっているようなところには行っていない現状があります。

ただ、学校によりましては、低学年、1年生だと思っておりますけれども、校外学習で日野にあります畜産センター、そこへ行って、あそこで飼育をされています羊とかヤギとか、そういうようなものとしっかりふれあいながら命の大切さとか、そういったことは学んでいるという学校もございます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 弱い立場の動物を思いやれることは他者に共感して、愛と思える心を育てると言われていますが、子どもたちに他者への思いやりの心を育むきっかけとなればと考えております。いじめ問題にも一定の効果が期待できると思いますが、指導の一環として動物愛護を検討していただければと思いますが、3番とかぶりますが、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 動物の飼育を通して思いやりの心を育てたり、命について考え、学んだりする機会となることは期待できると思います。議員の思いはまた学区、各学校にはお伝えさせていただこうと思っております。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 飼育を続けるには、忍耐や命あるものを守る使命感も必要だと思います。仲間と協力し合って共に世話をすることで、動物固有の性質や習慣化の中から学ぶと感動も学べます。豊かな人間形成の基礎を培うことにもつながると思うんですが、そのあたりは、教育長の見解もお伺いしてよろしいでしょうか。

○議長（市木一郎君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 今もお答えしましたように、動物を愛護する、あるいは動物を飼育するというのは、おっしゃるとおり思いやりの心等も育てることにつながるというふうには考えております。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） ぜひ各学校に伝えていただければと思います。

では、ナンバー5の質問に入ります。

新野洲市立病院の整備の収支計画について及び中核的医療機関の運営形態についてお伺いいたします。

1番、運営形態を問わなければ、野洲市内に中核的医療機関の必要性を否定している議員は現在、野洲市議会には皆無だと認識していますが、市長の見解を問います。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 稲垣議員の新野洲市立病院に関するご質問にお答えします。

ただいま、運営形態を問わなければ市民病院に反対している議員はいないとおっしゃっている……。

○2番（稲垣誠亮君） 中核的医療機関と言いました。

○市長（山仲善彰君） 中核的医療機関ですか。

○2番（稲垣誠亮君） はい、そうです。

○市長（山仲善彰君） 市民病院じゃなしに。

○2番（稲垣誠亮君） はい。

○市長（山仲善彰君） 中核的医療機関。ちょっとわかりません。今まで私が持っている情報は、12月18日、皆さん方のご意見を自治連合会と話し合いをされて聞きましたけども、そこでは病院整備については反対はないと、財政不安だというところまでしか認識していません。だから、市民病院か中核的医療機関という区別じゃなしに、これまで私も新病院を市が責任を持って駅前で整備しようということで4年半提案してきているわけですね。今、稲垣議員は別の提案をしておられるわけですね。中核的医療機関というんじゃなしに、今、もう新市民病院になっていますから。ですから、今、前提でお聞きになったことは、私は把握をしていません。

ただ、参考までに言いますと、きのう1人だけ違うことを明確におっしゃった方がいます。稲垣議員が所属しておられる会派の代表の立入議員が駅前でなければ、かつ直営でなくて、独立行政法人か指定管理であれば賛成だとおっしゃいました。これは私が直近で得ている病院に関する情報ですから、これは独立行政法人か指定管理とはっきりおっしゃいました。だから、これは市が整備をして、独法か指定管理、これはもう市しかありませんからね。だから、今のお問いかけに対してお答えするとしたら、全員が知りません。ただ、おたくの代表だけははっきりと野洲駅前はだめで、独法か指定管理という形でやってくれと。ということは、市民病院は賛成というふうに私はきのう受け取りました。

以上、お答えといたします。

ちょっと反問します。反問。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今、私が問いかけたこと、これ積み上げでやっています。時計がとまっていますね、大丈夫ですね。

○2番（稲垣誠亮君） いや、この間、最後に持ってきたら怒られたので、今日……。

○市長（山仲善彰君） 怒られるて、何も怒っていないですよ。時間、ちゃんと20分近く過ぎているのでね。今日、稲垣議員の質問を期待していましたんですけども、要するに、今、私が申し上げたように、きのう立入議員は最後に私が今申し上げましたようなことを言われました。独法、指定管理とかであればいいと。野洲駅前はだめで、独法、指定管理

とはっきりおっしゃいました。これはもう一つは私が問いかけたのは、12月議会の最終日の決議で野洲病院への支援の継続充実ということ、この意味は市が病院を整備するというのを前提にして、それまでの間の支援継続、充実なのか、市の病院は反対した上で現野洲病院への支援の充実であるのかと。そこを曖昧にされて、立入議員は最終的に私の個人的な見解では、ちょっとどう言われたのか、ちょっとそういうことを含めて、会派の今の考え方、立入、おたくの代表ですからね。今日されるにあたってはきのうからの積み上げ、代表質問でしたからね。立入代表の認識とそれに対する稲垣議員の考え方について、まずお答えをいただきたいと思います。

○2番（稲垣誠亮君） それは会派じゃなくて。会派の意見。

○市長（山仲善彰君） もちろん両方。

○2番（稲垣誠亮君） 会派長の意見を。僕の個人的な意見で述べるということですか。

（「個人的でいい」の声あり）

○2番（稲垣誠亮君） 僕のこと聞かれているんですか。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午前11時23分 休憩）

（午前11時24分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） まずは決議案の件について回答したいと思います。

平成27年12月21日に岩井議員から提案された議案の名称は、決議案第1号特定医療法人社団御上会野洲病院に対する支援の充実を求める決議案だったと思うんですが、これの決議案が岩井議員から提出されまして、会派としても賛同いたしました。そもそもこの決議案に関しては、山仲市長自らが11月12日に早々と（仮称）野洲市立病院整備を断念されました。この事実があります。まず、申し上げます。12月に入りまして、議会定例会に現民間野洲病院に支援を続けていく団体としてふさわしい団体か評価するための補正予算案を提出されましたね。また、この評価結果によっては、評価が低かった場合は、現民間野洲病院に対して支援を打ち切ることを市長は表明されました。これを受けまして、野洲市に中核的医療機関がなくなってしまうことを我々は、会派としては大変危惧しまして、新たに野洲市にふさわしい中核的医療機関が整備されるまでの間、この中核的医療機関と私が申し上げましたけど、これは新病院とは書いてありませんね。中核的医療

機関と書いてあります。が整備されるまでの間、だから、民間の病院も含まれているとは思いますが、現民間野洲病院に対して、支援を続けていくことが趣旨の決議であったというふうに、その決議に私も賛成しましたが、そういう認識であります。だから、そもそもこの決議案の発端は11月12日の段階で相当覚悟を、多分市長はお持ちだったと、軽はずみな発言をされる市長ではないと思います。早々に断念されたことを表明されましたね。それが大きな理由だと思います。

昨日の後、立入議員の発言についてですが、これは、きのうちちょっとお話をしましたが、独立行政法人と指定管理者制度、あと民間の病院についても別にそれは否定されていませんし、それもその中には入っていると思います。会派長、立入議員がおっしゃられたのは市の直営の全部適用以外の運営形態、指定管理者制度、独立行政法人、民間運営の形態、それも含んでいるというふうに私は聞いて把握はしているつもりであります。

最後にですけれども、私の意見も求められましたので、発言をしておきますが、私はまず病院の場所については、野洲駅南口以外の場所が適当であると思っております。

次に、運営形態については、やはり私も順位はちょっと立入議員とは違うかもしれませんが、まず一番、順位として、民間運営によって野洲の地域医療を守るべきであると。この民間運営については、現民間野洲病院を主体としたものだとは思ってはいますけれども、そこには市営医療法人を含めた可能性も含めた民間経営、民間病院だというふうに認識していただけたらいいと思います。

あとはどうしても情勢的に可能性的に、私はできるとは思っているんですけど、それができないのであれば独立行政法人、指定管理者制度というのも次の選択肢としてあるとは思っています。なので、順位として、市の直営型の地方公営企業法全部適用については、優先順位として一番下ということですね。なので、病院の、地域の中核的医療機関の必要性については、我が会派の議員に関しては、1人たりとして否定していませんし、この質問にも書いてあるように、今、問われているのは運営形態と場所だけと思うんです。病院について希望しているのは、全議員が病院は必要だと認識しているというふうに思っています。

これで反問に答えられていると思うんですが、よろしいでしょうか。

○市長（山仲善彰君） 休憩とってください。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午前11時30分 休憩）

(午前 11時31分 再開)

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 新病院を前提としているかという件なんですけども、その件に関しては、今申し上げたように、運営形態がそれぞれあると思うんです。病院整備というのは整備という言葉は本当にいろんな意味にとれると思うんですけど、市が、例えば資金を出すとか、そういうことも広義の意味では整備には入るとは思うんですけど、市がそういう意味で整備をするということに関して、整備するまでの間というのは現民間野洲病院への何らかのランニング、テークオフできるまでの何らかの支援ということも含まれていると思いますので、広義の意味では整備するまでというのは、別に日本語として不適當ではないと思います。

もう少し狭いコアの部分で申し上げれば、運営形態について、その差については差はあると思いますし、そこまで決議案では、私は今、手元で見えていますけども、書面で見るとは発言で見れば限定はされていないと思います。それで、回答としては十分だと思うんですが、よろしいでしょうか、市長。

○議長（市木一郎君） 続けて質問して下さい。

稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 私は野洲市を愛していますし、市長も同様に考えていらっしゃると思います。そうだとすれば、我々が今後、地域医療に対して建設的に話し合って、協力し合えるはずだと思うんですが、まずは市長の意気込みというか、思いについてお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 協力し合えるかどうかということですね。我々と、意味がわからないんですけど、私は全ての人と協力というか、市民のためと思っていますから、我々というのが誰なのか、私は市民が自ら判断して、望んでおられるサービスを確保することだと思っていますから、協力ということに私は反しませんけど、ちょっと意味不明の質問なので、期待をしておきますとだけ言っておきます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 私も含めて、これまで市長に反対した議員もみんな地域の中核的医療機関は必要だと思っているんです。この点を市長が認識した上で公の議論を進める必

要があると思うんですが、その点について確認を求めたいと思うんですが、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いや、私は反対しておられると思っていないんですよ。ただ、政策決定というのは、やはりきちっと計画を出したり、具体化していかないとだめでして、今、皆さん方は私がというか、私が市長だから出しているんですけども、これまで専門家とか市民の方と議論して築き上げてきた案に反対をしておられるんであって、誰でもそら、病院は必要だ、そんなんだったら、いつまでやってもだめですよ。

さっき、太田議員の質問で思い出したんですけど、街灯ですよ、私は20年になったときに、もうそのときの第1回の市商工会との話し合いの一番のテーマは街灯をどうするか、すずらん灯をどうするか。私も延々と聞いていて、もうこんなもん、今までずっと聞いていたら、ずっと課題だったらしいんですよ。まず、どこに幾つあるか調べましょうと。翌年度調べて、街灯、防犯灯、商工会のを全部調べました。すぐにルールをつくったんです。商工会が大変だと言うんだったら、全部要らないと言って下さいと。そのかわり、原則自ら撤去して下さい。ただ、街灯機能、防犯機能がある分については、自治連合会に言って、自治会に言って、残してほしいとおっしゃったら、自治会が引き取られたらいいと。でも、どこも引き取らないものは市が引き受けますと。これが3、4年かかってようやくです。市内の大半のところはうまくいったんですけども、一番最後まで滞ったのは駅前と野洲です。野洲が私、担当者に任せたら、何か自治会の顧問とかいう人が出てきて、市会議員さんですよ。ややこしい、ややこしい。

私は潜在的に課題だと思っていたから、今回、本当には単費しかだめだったんですけども、もう一挙にまず課題になっているところをやってしまおうと。2年ほど前に電気を切るという話があって、ちょっとこれは困るというので、とめてあった。これ一例ですけどね。いつまで、延々とやっているんですよ。これで本当やったら、3年ぐらい前に終わっているんですけど、ようやく今回、このお金があったので、一気にと、市民負担も少ない。

これは例で言っているわけで、中核的医療機関は必要だとか、そういう議論じゃなくて、野洲病院は、きのうも言ったように浮き輪を投げてあげるか救命ボートを出さないといかない状態が4年半、もっと前からあるわけですけど、4年半前に公然、明らかになっている。で、どうするか。それに対して、じゃ、どういう手だてがあるかといったら、市が引き受けるしかないでしょうというのが滋賀医大の学長とか京大の福山先生とか、そのとき

はもちろん県の次長も入っていましたし、いろんな人の案だったわけですよ。それを冒頭に何かはぐらかしたみたいに、中核的医療機関は賛成だけでも、話、これ私、何かあつげにとられますね。だから、みんなが仲よくやっていったらいいんですよ。だけど、論点は何なのかを考えないと。順番にご質問いただきたいと思います。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午前 11 時 37 分 休憩）

（午前 11 時 40 分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 3番に移ります。

私は永続的な黒字経営は可能であれば、ぜひとも中核的医療機関の運営形態としては、市立病院を建設していただきたいと思っております。しかし、日本全国の自治体で5万人規模の自治体が持つ市立病院が最終の収支計画に近い内容を達成するところでは実際にあるのか、お伺いいたします。誤解のないように申し上げますが、今、前提条件として、私は市立病院と申し上げましたが、永続的な黒字経営と申し上げていますので、誤解のないようお願いいたします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 対象となります病院の病床の規模、あるいは医療圏域の状況ですとか、また地理的な条件、それから人口構成等、それぞれ特性において独自の病院運営に至っているというふうに想定されますので、単純に自治体の人口規模だけで病院運営のよしあしが判断できませんので、実際にあるかどうかはわかりません。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 公立病院で赤字が多いのは周知の事実だと思うんですが、巨額の税金を使って行う事業であることに間違いはないと思います。なぜ公立病院は赤字が多いのか、その中で黒字を出せる病院はどの点で経営面がすぐれているのかということはこの病院計画に生かすように、他の公立病院について分析調査する必要があると思うんですが、その点、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 先ほど申し上げましたように、それぞれの病院においてそれぞれの条件も違いますし、人口規模だけで比較ということも余り意味がないという

ふうと考えておりますし、現段階で私どもが提案いたしております新病院の内容につきまして、十分病院運営が可能であるということで提案をさせていただいておりますので、そうしたことはすることを考えてございません。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 僕は、やはり、今申し上げた中で、黒字を出せる病院は公立病院でどう経営面がすぐれているかというのを最低でも分析調査する必要があると思うんですが、それも否定されるわけですか。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 繰り返しになりますけれども、条件が違いますので、比較にならないというふうと考えております。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） わかりました。本市の収支計画では慢性的な赤字が続く状態のことを一切想定していませんが、それでよいのでしょうか。誰も現時点で黒字経営ができると断定できず、約束ができない以上は赤字になった場合は、本市財政にはこれだけの影響が出て、赤字幅によって、複数のケースを想定して、市民生活への具体的な影響がどれくらい出るのか、未来の子どもたちに背負わす負担等について、詳細に発信した上で議論する必要があると思いますが、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 赤字経営を想定したらとおっしゃるんですけども、これまで本当に公開で専門家と専門機関を入れて、いわゆる試算をしてきています。私は冒頭から言っていますように、当初から言っていますように、4年半前にあり方で野洲病院は継続困難だと判断されたわけですね。自らも言ってこられたわけで、新病院を市でつくって下さいというのはそういうことですから。けども、これは困るから病院を市が責任を持たないとだめだという提言ですけども、そう言っていただいても、そう簡単じゃないからというので、わざわざ可能性検討というのを公開でやって、可能性ありという判断をいただいているからやっています。

可能性ありけども、次に、そこまでは全部人件費で済んでいるんですよ。もう大学の先生でも学長でも本当に交通費プラスアルファでお願いしているわけですけど、でも、構想予算は数百万円だったので、私は構想予算を付けるにあたっては、一旦立ちどまってと、数百万を使ったら、市民の地方の財源を無駄にできないからというので、実際、あのとき

に半年とめたのはそういうことです。

ここまで来て、そして5年で合うということやってきてはいたけど、昨年の際はちょっとわかりません。でも、現時点では11月5日に出したのは、8年で収支は合うし、単年度は黒字ということやってきていますから、当初から赤字想定だったら私は提案しません。矛盾しているじゃないですか。可能性検討というのは赤字かどうか、いや、そうじゃないというのを一定レベルで言っていたからやったわけで、それで赤字想定していたら、赤字の想定、いや、精度はどうかという議論になりますね。8割あるんだったら、もうやめますよ。もう振り出しに戻ります。

だから、私は言いませんけど、何で、野洲の場合は何もかも決まっていな。不思議、不思議。道路は決まらない、駅前は決まらない。何もかも決まっていな。だから、この質問というのは変でしょう。順番に段取り踏んできているのに赤字想定して作業をせいと言われたら、赤字の想定ができるぐらいだったらやめますから。

○2番（稲垣誠亮君） いや、複数のケースと言って……。

○市長（山仲善彰君） えっ。

○2番（稲垣誠亮君） 複数のケースと、今、僕は言ったじゃないですか。

○市長（山仲善彰君） 複数というか、病院をどこにどういうふう建てるという前提でやるわけであって、複数のケースをやってやるものではないですよ。計画というのは、そういうものではないかなと思うんですけど。赤字を想定して、赤字の精度が高かったら私はもう提案しません。

○2番（稲垣誠亮君） それであれば、この収支計画を作成した病院システムさんのデータをもとに開院した公立病院があると思うんですが、その辺の開院後の実績等の差について、ちょっと今後、また資料等を出していただくことはできますかね。判断材料にもなると思うんですが、乖離があるかないかということも含めてお伺いしております。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午前11時46分 休憩）

（午前11時47分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） それは無理だと思います。専門、いわゆるコンサルがやって、そ

してその現実というのはもちろん相手さんが善意で出してくれるわけですが、コンサル会社も委託なりを受けて行った業務と後の実績というのはまた権限が違いますし、そして当該病院がそれを出すことを承諾するかということもありますから。これは稲垣さんが言っているのは本当でないものねだりを私は言っていると思います。そこまでするんだったら、頼んでくれるなというふうになると思いますよ。そこまで当初の契約には入っていません、調査契約には。私はそういうことは理不尽な要求になると思っています。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） では次に、検討委員会ですが、専門家で。検討委員会が複数開かれまして、メンバーの人選もされていますけども、恐らくこのメンバーの委員会にもちょっと偏りがあるのかなと思っています。基本的にその病院運営に1市長案に対して賛成派に、どちらかというとな賛成派の方が中心となった委員会メンバー構成になっていると思うんです。例えば、生え抜きの、やはり民間病院の院長とかが委員には入っていませんので、そのあたりもちょっと委員会の中身としてはちょっと若干弱かったのかなと思うんですが、今、市長がおっしゃられましたので、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午前11時48分 休憩）

（午前11時49分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 偏っているかどうかというのは、それはそれなりの専門家で私が前から言っているように、当時は滋賀医大の病院長であった柏木病院長先生に頼みました。滋賀県で一番大きなそれなりの病院といえば滋賀医大附属の病院ですから、その院長。それ以前は学長だったんですけど、学長というよりは病院の具体的な可能性があるということでしたので、まず柏木先生を頼みましたし、京都大学は従来から関係があって、特に滋賀県へのお医者さんの派遣とか、ある程度仕切っていた福山先生に頼んでいますし、県の専門家ですね。

だから、全部会議を公開しているし、データも公開しているから、偏りがあったとしてもそこは第三者がまたチェックされたらいいわけであって、今、そこまでさかのぼって偏っているからって、もうとっくに来ているわけです。私、だから、さっき質問の趣旨がわからなかったのはいつのことを言っているのか、平成23年の秋口のことを言っておられ

るわけですね。そのときの人選に問題があったとおっしゃっても、もうそんなのは何回でも荒波に洗われていますから、万が一そこに偏りがあったとしていたり、議論とかデータに問題があっても何回でもチェックされています。

それと、稲垣さんは前から計画のときからいろいろ委員のことをおっしゃっていたんですけど、議会が推薦されたら私は採用させていただきますし、いい方がいたら。全然逃げも隠れもしていませんよ。何か委員の資質がどうか資格がどうか、何かそういう議論というのは私はここまで来て、だから、さっき腹立つから街灯のことを言うたんですけどね。言いたくなかったけど。本当です。そっくりなんですよ。まざまざと思い出した、平成20年のあれを。だからなんです。この今日のご質問、さっき初めから聞いていて、あと通告されているから、延々とこれに答えないといけないというのを考えてね。すずらん灯とそっくりです。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） では、次に進めます。

万が一新市立病院が開院した後、収支計画に反し慢性的な赤字に陥った場合、市の政策を緊縮することになり、市民への理解や負担を得ようとするならば、まずその前に野洲市職員の大胆な人件費カットは避けて通れないと思います。市長は年始の仕事始めの挨拶で財政面が苦しくても職員の人件費はカットしないと発言していました。私もそうであってほしいと思いますが、現実的には論理が矛盾していると思います。人件費のカットの優先順位及び論理の矛盾についてお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 人件費カットについてのご質問にお答えします。

論理は全く矛盾していません。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） では、どこから緊縮財政をとるのでしょうか。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午前11時52分 休憩）

（午前11時53分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（山仲善彰君） いや、論理は矛盾していないというのは、私が言ったのは赤字を

想定していないわけです。

○2番（稲垣誠亮君） 万が一とお聞きしていますが。

○市長（山仲善彰君） だから、万が一と。これ、議長、本当にこの質問に答えさそうと思っていますか。私は想定していたら病院は出しません。ただ、世の中というのはリーマン・ショックがあったり、いろんなことがあります。だから、それはそこまでは私は想定できません。でも、リーマン・ショックを、じゃ、想定して、どうなるかという想定もこれはあり得ないことないけど、そんな膨大なシミュレーションなんてわざわざやれませんよ。そうなったら、病院だけの問題じゃなしに、新しい病院だけじゃなしに、国内の自治体病院もそうですし、民間病院もそうですし、それだけじゃなしに中小企業もそうですし、場合によっては、あのときは大トヨタでも大変だったわけですからね。そういうことまで想定した上でやられるとおっしゃっているから、私は想定していませんと言っているわけです。ですから、お答えできませんと言っているわけです。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） それを言われるのであれば、赤字になったことを想定しないということは100%黒字になるという確証はないと思うんですよ。最悪の場合も想定して、リスクとベネフィットを考えた上で事業計画をするのは当然だと思うんですが、再度お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いや、当然です。ですから、今、シミュレーションをお出ししています。ただ、これには前提があって、病院経営ですから波があります。赤字のときもあるし、そうでないときもある。稲垣さんも事業をしておられるんだと思いますけども、毎年黒字で想定しないとそんなもの事業を始められないけども、いろんな状況によって赤字になります。これも企業会計でやりますから、赤字は1回保留して、想定した上で次に黒字の中へ転換していくという、そういう事業行為ですから、波があるけれども、それは一定の期間の中で埋めていくということですよ。

今回、示しましたけど、野洲の水道会計みたいなことは私はやっていません。野洲は2,000万の想定で1億を超えるようになっても私が預かるまでは放置していたわけですよ、野洲の水道会計は。そもそも赤字設計で計画を組むのか。でも、今回はそんなことではない。ただ、いろんな波があるけれども、そこまで全部想定しようと思ったら膨大なシミュレーションというか、不可能なシミュレーションですよ。だから、人件費のカットなんて

いうのはあり得ないということです。

そして、いずれにしたって、制度的には企業会計ですから、病院会計が赤字であっても野洲市の市役所の職員カットには絶対及びません、縁が切られていますから。いや、そうですよ。制度的に。そこがわかっていなかった……。

○2番（稲垣誠亮君） 一般会計から繰り入れるじゃないですか。

○市長（山仲善彰君） いや、繰り入れない。基本的には、まずは病院の中での赤字を保つわけですから、企業会計で。そこで収支を合わせていくわけ。

○2番（稲垣誠亮君） いや、でも、足りなかったら補充しなあかんじゃないですか、一般会計から。

○市長（山仲善彰君） いや、今回、下水道も水道も一部お金を借りますよ、赤字会計してあるから、場合によっては。水道で借りるんであって、その会計の中で。これ基本的なことがわかっていないんじゃないですか。ちょっと悪いけど。

○2番（稲垣誠亮君） 言っていることがわかんないですね。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午前11時56分 休憩）

（午前11時57分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 僕、今の話は全く理解できないんですが。僕が解釈したんですが、赤字を想定しない理由は、病院経営が赤字になったとしてもそれ自体がリスクがないというふうに市長はお考えになっているからなんですかね。お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今回示しているのは、10年とかのスパンで採算が合うかどうかを言っています。当然、借金をして、そして単年度の利益の中で返還をしていくという仕組みです。だから、単年度の利益が、例えば2,000万を想定していても、ある年は1,500万になるかもわからない、その次の年は2,500万になるかもわからないということは想定しています。だから、単年度でいえば、赤字になるかもわからないけど、その運営費は事業と同じことで、病院会計で借り入れて動かしていくということなので、例えば平成32年にオープンして、35年が想定よりも収入が少なければ、それはその中で自己資金で回れるか、一部は借りてでも給与は払うと、これは当たり前のことです。

現に今、野洲市でも手持ち資金がない場合は一借りをして、市民サービスの用に供していますし、企業経営というのはそういうことですから。ただ、一定の期間で事業の片仮名でいえば、フィージビリティ、事業可能性があるかどうかでそもそも事業をするかしないかを決めるわけですから、今回、この病院事業は専門家にチェックもしていただいて、フィージビリティありと、これは可能性の段階からそうだったわけですが、そういうことだから、今、進めているわけです。

だから、赤字だったら、賃金をカットするかといったら、企業でも借り入れてでも、次の年の業績をよくするという前提で基本的には賃金カットはしていませんよ、ボーナスをカットしたりするかもしれませんが、よほどの苦境でない限りということを申し上げているわけです。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） もっと単純に考えていただいたらいいと思うんですけど、病院会計が資金ショートしたら、どこから資金を持ってこないといけないじゃないですか。病院会計で単独で調達なんてできないじゃないですか。そうすると、市の一般会計から繰り入れる必要があるんで、そういうことを言っている。単純に理解してもらえないんですか、お伺いします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 一般会計から右から横へやらないですよ。独立会計だから、病院会計の中で借金をするんです。今、水道もそれでやっているんですよ。それで、下水道も今後それでやろうとしているわけで。水道会計は企業会計でやっているから、今、私は水道の企業経営者として、それをやっているわけですよ。皆さんに決算とかに示しているのはまさにそうなっているじゃないですか。

だから、赤字を出している。赤字を出してきていますよ。私が就任したときに、野洲の水道は2,500万か3,000万赤字だったんですよ。次の年は4,000万。でも、今回示したようにそれは実質赤字であって、計画赤字が6,000万とか1億何ぼだったんですよ。だから、平成24年か何かに情報を公開して、市の広報にも水道はひどいことになっていますよと、合併したときに本来の町の水道料金を1,000円も下げて、2,000万の赤字で想定して、実際、その2,000万が4,000万になっていたということ。だから、赤字だけでも、借金はしていない。保留金を今潰したわけですが、今回は下手をすると水道会計で来年度は借金をしないとイケない。市の一般財源から出さな

い。

これは、悪いけど、こんなことを理解できなかつたら、本当に質問できません。企業会計はそういうものですよ、自治体の企業会計は。これ、すれ違いじゃないんですよ。制度がわかっていない人に幾ら言ったって答えられない、そんなもん。失礼だけど、本当にわかっていない、あなた。その程度わかっていると思って、私は質問に答えているつもりなのでね。

○議長（市木一郎君） 座って下さい。

○市長（山仲善彰君） いえ、わかったと言うてもらわんと。

○2番（稲垣誠亮君） いや、わかっていないですよ。全然わかんないですね。いや、納得していないと思いますよ。

○議長（市木一郎君） 発言を慎むように。

市長、答弁はこれぐらいですか。

暫時休憩をいたします。

再開を午後1時とします。

（午後12時01分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 先ほどの続きなんですけども、基準外繰入金のことで私は申し上げていたんですけど、そのつもりで僕の言葉足らずだったのかもしれませんが、市長はご理解いただいていたかと思っていたんですけど、済みません、基準外繰入金のことで申し上げていました。

特別会計で資金調達のことなんですけど、じゃ、実際にどうやって資金調達をされるおつもりなのか、お伺いできますでしょうか。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 企業会計の資金調達は基本的には企業会計の中で借りる。ただ、野洲市がバックにいますから、借りられるということです。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 調達手段はどうでしょうか。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 調達手段は民間金融、市中金融から競争で借ります。野洲市が市としてやってると全く同じ仕組みです。前は何か提案されたんじゃないんですか、市民から調達したらいいとか。全く調達の方法は、ただ、民間金融がわざわざ市民金融をつくる必要はないと答えましたから、そのあたりからしても、今言っておられることの質問がよくわからない。単純な話なんですよ。これは水道でもやっているわけですから。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） わかりました。今、民間の話も出ましたけど、じゃ、赤字が出た場合は市民から資金を調達する可能性も含まれているということで、理解しておいてよろしいですか。今おっしゃられたので、お願いします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いや、資金調達の仕組みで民間の市中銀行を使わないで、あなたは借って、市民から公募で調達するとか、やられたから、それはだめですよと、やりませんと、コストも高いしと。だから、そのときにも私はご理解されていると思っているから、だから、今も淡々と答えていたら、すれ違ってきたわけで。これ、あんまりやると、また傷が深くなりますよ。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） はい、わかりました。

先ほどボーナスカットについては、検討されるというふうにお伺いしたんですけど、それでよろしいんですかね、言葉が出てきたので。

○市長（山仲善彰君） 民間と言っている。私は民間の場合はボーナスカットをやるかしらと言っている。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午後 1 時 0 2 分 休憩）

（午後 1 時 0 3 分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 近年、昨年 1 3 0 億円を超える累積赤字を計上している大津市民病院なんですけど、こちらの方は越市長が、例えば市長職 3 0 % の給与カットと、副市長に関しては 2 0 %、病院管理者には 1 0 % カットというふうに実際こういうことをされていきますけども、じゃ、赤字を想定されないということであれば、これは回答はいただけま

せんかね。お願いします。

○市長（山仲善彰君） 何を、今、質問の意味がわからない、大津市の。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員、質問の趣旨をはっきりと。

○2番（稲垣誠亮君） 病院事業会計が赤字に陥った場合、そういったことはもう想定はされていらっしやらないということでしょうか。赤字になった場合ですね。

○市長（山仲善彰君） そういったというのはどういう意味ですか。

○2番（稲垣誠亮君） わかりました。じゃ、この質問はもう。

次に行かせていただきます。

では、6番目の質問に移ります。

市長は市立病院の黒字経営に自信があると断言できるのであれば、慢性的な大きな赤字が続くような場合、退職金の返上や個人資産を提供するぐらいのお覚悟があるのか、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 病院経営が赤字の場合、退職金の返還とか個人資産、これ、すごいご質問だと思いますけども、私は常々言っているように、危ないプロジェクトを提案しているわけじゃなくて、本当に瀬踏みをして、最大限情報開示をして、最大限最新の専門家も入れてやってきて、市民にも説明して、評価も受けられるように全部データを公開して、ごまかしがあればご指摘下さいと。議会審議をしてきます。危ないプロジェクトなら、それは退職金とか何とかありますけども、私はそんなつもりで事業をやっていない。何も惜しんでいるとか逃げるつもりじゃなくて。だから、退職金を返上しますとか、そんなことを言って出す議案がありますか。これ、私はいらいらしているんだけど、本当にいらいらしますよ、こういう質問されたら。

それと、時間的にも合わない。平成32年によく、これまだ危ないんですよ、本当に。本当にもたもたしている。32年にうまく運営して、5年間は独法にするかどうかは様子を見るということで、5年間丸々直営で運営して、これまた後でお答えしますが、直営の意味は何回も言っているように、医師の確保とか信頼性とかを考えると、直営しか私はないと思っているんですけどね。それで、その上でやろうとしているわけであって、慢性的な赤字というのを判断しようと思ったら、慢性というのは何年が慢性と思っておられるのか、ようわからんけども、1年、2年が慢性ではあり得ないでしょう。

ということで、そんなとこまで市長をやることを期待してもらっているのかどうか。算

数で見てもわかる。私がこれずっと聞いていても、真剣に質問しようとしておられるのかどうか。だから、今の答えもこれで十分じゃないですか。そんな危ないプロジェクトを提案しているつもりはないし、そして次元が合わない。慢性的なときに市長としての私財を投入するとか、そんなことはあり得ない。特に退職金はなくなっているでしょう、そのころは。私は退職金はどこかへ消えているでしょう。そのときは私がいるかどうかもわからない。

○2番（稲垣誠亮君） いや、そんなことはないですよ。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 済みません。この7番に移るんですけど、この6も7も、質問も、僕もちょっと聞いていますけど、市民の方からも、例えばお手紙とかが来て、これは会派の全員は手紙が来ているので、その手紙も見ているので、市民の方からの意見等もあって、お聞きしております。

7番の質問をさせていただきます。

市民集会や懇談会の様子を見てみると、一般市民に対し、持論以外が出てきた場合、相手に反論できる暇を与えず、高圧的と感じとれるが、もう少し相手を尊重しながら議論を尽くす必要があると思いますが、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いや、相手を尊重させてもらっていると思いますけども、姿勢が至らないところがあるのであれば改めていきます。

ただ、稲垣議員がいろいろ質問されますけど、なられたときにもたくさん質問されました。私は誠実に40何問にもお答えしました。稲垣議員が就任されるより前からこれを行っているわけです。膨大な説明資料が積み上がっています。でも、今日のご質問を聞いていても、4年半前、5年前に戻ってしまっていますね。私も人間ですから、それはいらいます。最大限尊重はして対話を図りたいと思っていますが、今日の順番にこれをやってきても、何もかみ合っていないんじゃないですか。

○2番（稲垣誠亮君） そんなことないんじゃないですか。

○市長（山仲善彰君） いや、相手を尊重しますけど。じゃ、答えていると思う。

○議長（市木一郎君） 市長、答弁は簡略に。

稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） これをどうして述べているかという、今まで反対、今まで市長

案の予算案に反対していた議員も中核的医療機関の必要性を否定しているわけじゃないんですよ。中核的医療機関を必要とした上で建設的な議論をしたい、我々の意見も尊重したい、尊重していただけるということを市長、お約束いただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 約束するもしんも、ずっとそのつもりでやってきています。何か内容じゃなしに、やり方ばかり突いておられるんだけど、そんな約束は必要ないと思いますけど、そのつもりでやってきていますから。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） では、8番の質問に移ります。

本市は平成27年度末で特別会計と合わせて約450億円、一般会計約300億円の借金残高を抱え、普通交付税も合併10年の経過による一本算定により、今後、減少が続き、市の貯金も特別会計と合わせて約38億円、これは平成27年度末になりますと不安定な状態になります。中期財政見通しも目標に未達となり、平成28年度は歳入歳出差し引き8億5,000万円の赤字となっており、これらを考慮すると、これまでどおりの財政運営を続けることは大変難しい状況になります。これに新野洲市立病院の慢性的な赤字が加わった場合、本市が不測の事態に陥る可能性があると思いますが、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いや、慢性的な赤字というのは想定していないから、答えられないと思うんですけどね。

○2番（稲垣誠亮君） それだったら、結構です。

○市長（山仲善彰君） いや、全て想定でしょう。そういうことです。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 赤字は想定されていないことなので、わかりました。

次の質問に移ります。

8年後に黒字になる収支計画について、疑義があります。全国的に行政側がつくる計画は全てとは言いませんが、都合がよくつくられるケースが多いのが目立ちます。つい先日の東京オリンピックの運営費についても、事前の計画から事業費が6倍になりました。建設費用が急激な高騰をする中、総事業費の上昇や開院後の減価償却負担で病院運営の継続はできなくなる可能性があるかと判断しますが、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いや、一般論でそうか知らないですけども、きのうもどなたか、私の7年余りを評価いただいたと思いますが、まず野洲中学校40億円の計画で9,000万円の設計が出ていました。大変なことだということで、すぐに、ぎりぎり、本当はやってはダメなんですけども、コンペはプロポだったから、でも、きちっと了解を得て、実際、半額で済んでいます。クリーンセンターも基本的に計画どおりで入札ができています。よそは落ちていないけど、私とこは価格競争でやって、慎重にやりました。だから、やり方も提案じゃなしに、総合評価でなしに、徹底的に仕様書を、専門家を入れて、事前に縛った上で入札しています。学校の耐震化も、まだ余計なことを1つ言いたいんですけど、言わないんですけども、ここにおられる人に絡むことがいっぱい、学校の耐震化も苦勞しました。でも、きちっと計画どおりできています。

だから、誰がどこで何をするかという話であって、一般論で言ったら、一般論には例外もあるし、そうでもないのがある。だから、今、一般論でお答えをせよと言われても、それは無理です。だから、現時点で誠心誠意、専門家も入れて案を出して、今、議論をしていただいているわけであって、今のお答えには今の答えをもって答えます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 平成27年10月23日に総務省より公立病院改革の状況が公表されております。現状の収支計画の建築単価と予想される建築単価のそごの可能性についてお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 昨日の代表質問の中でも市長の答弁にありましたけれども、それと同じような答弁になりますけれども、もう一度お答えをさせていただきます。

計画の建築単価と今後の建築単価にそごが発する可能性についてということなんですけれども、建築単価に計画との乖離が発生した場合で申し上げますと、例えば今の計画で設定をいたしております建築単価が平米当たり36万円、これの2割増しということになった場合に平米当たり43万2,000円ということになりますけれども、この設定でかつ交付税が平米当たり36万円のままであった場合ということで、この2割分の増加、これの元利償還分の半分は一般会計からの繰り出しということになりますので、この部分は負担がふえるということになります。

この負担増の分を試算いたしますと、30年の元利均等償還で、年間にふえる元金の償

還額、現計画の規模で申し上げますと約1,791万円というふうになります。そこを利子分も数十万円ということになりますけれども、この額については現状で吸収できる範囲というふうに考えております。

また、建築単価額が上昇するという事はそれだけ経済が好循環するという事で、社会経済の変化ということで、交付税につきましても、基準額もまたこれと同様にスライドをしていくということが可能性として見込まれると。現に、以前、交付税の基準として平米当たり30万円というのが今36万円というふうに増額をいたしておりますので、そういう可能性もございます。このようなことから、今後、建築単価が上昇したといたしましても、現在のところの計画の市民病院は負担可能な範囲内で整備ができるというふうに判断をいたしております。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 交付税の基準額がスライドで上昇するというのは、非公式な形で、総務省なり県庁なり、職員さんと会話の中で出ているような話なんですか、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 今、そのような話は何もございませんけれども、これまでこうしたスライドで上がってきているということで、可能性があるというふうに申し上げたところです。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） はい、わかりました。

では、次の質問に移ります。

他市の例ではありますが、熊本市民病院を建てた工事が資材高騰により費用が1.6倍となり、事業費が60%上昇し、着工が延期しました。また、再検討されている桑名市総合医療センターでは事業費を141億円で見積もり、市議会で2013年に予算案を可決しましたが、本年1月、最終的に226億円を見込む状況になっております。他にも全国的に同様の事例がふえています。このようなことは本市でも同様の可能性が起こり得ると思いますが、その見解をお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 他市の病院がうまく進んでいない例についてのご質問ですが、あんまり他市の批判を私はしたくないですし、それぞれの事情があります。また、委員会で

資料をお渡ししますけども、今、挙げられたまちについては、1つは平米単価が50万円を超えるような計画を立てていたようでありまして、土壌対策といいますか、建て替えのところの土壌改良、いわゆる地盤整備の見積もりが甘かったとか、かなりずさんな計画です。駅前というのは、購入のときも徹底的に土壌汚染対策法にはかからないけども、それなりの調査をしてもらっていますし、駅というのは従来から、国鉄時代から安全な場所、いわゆる岩の上に建っていますから、安全な場所であります。ですから、今言ったような例でのそういう基盤、土壌基盤の整備とかにお金が過大にかかるのかなっていません。

そして、桑名は私が生まれた場所ですから、よく知っていて、あこの民間病院2つを吸収して、とんでもない計画です。山手に数十年前にある市民病院を駅の近くに民間病院を吸収してもう一回建て直そうとか、私はよくあんなことをやっているなと思っているんですけども、そんな私は踏まないと思っています。多分、稲垣議員より桑名の事情は私はよく知っています。

ですから、野洲の病院は何か悪い方にばかりまねをしようと思っておられるんですけども、これ不思議。とんでもないと言うと悪いんですけど、とんでもない例ばかり挙げてきて、これはどうなるかというたら、それはやらん方がましですよ。石橋をたたいて渡るのと違って、石橋をたたき割りなたですよ。たたき続けたら健全な石橋でも渡る前に割れてしまいますよ。そういうことでお答えとしておきます。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 僕は本当に地域地域、中核医療機関を本当に野洲に恒久的に維持させようと思って、必死で取り組んでおりますので、今のは大変心外な発言だと思います。

次、12番の質問に入ります。

建設を着工した後に総事業費の上昇が発生した場合、途中で建設中止はできないのではないかと考えますが、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 事業を実施する上では、何かもしあれば、その都度情報を得て客観的に分析をいたしまして、判断した上で確実に進めてまいります。工事に着手した後においても、双方の合意があれば契約解除は可能といえども可能でございますけれども、契約をしている以上、当然、工事請負者に対する多額の損害賠償、また工事途中の建築物の引き取り、あるいは使用できない物件であれば解体処分費用等が発生するというふうに思います。

このように、工事着工後の工事を中止する場合、多額の費用が発生するために工事を中止をすることはできないというふうに考えております。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） ということであれば、建設費用の上限は設けないというふうに解釈してよろしいでしょうか、お伺いいたします。

総事業費の上限は設けないというふうに今聞き取れたんですけど、着工、中止することができないとおっしゃられたので、その辺はどうですかね。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 通常の場合で考えて、中止をするまでの大きな違いとございますか、そこまでは想定をいたしておりません。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、次の質問に移ります。

平成27年2月の収支計画において公立病院のデータを反映させた結果、病院事業会計が不成立とされ、事業損益が恒常的な赤字となりました。基準内繰入金が恒常的に毎年3億円、基準外繰入金が毎年5,000万円程度必要とされ、市立病院の開設による職員の増等により、一般会計の普通交付税算入額減の可能性が2億8,000万円あり、恒常的に約6億3,000万円の一般会計の影響額が予想され、開院20年後の累積損失は約42億円となっているものが収支計画として発表されました。現在の野洲病院への補助金額は約1億2,000万円となっており、それと比較しても大変リスクを負うことになり、市民の相当な覚悟も必要であると思います。戦略とは、万が一予定どおりに進まなかった場合の対応策が不可欠であり、この収支計画に近い数値となった場合、本市の財政は耐え得ることができるのか、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今の過去の作業過程におけるシミュレーションを前提にしたご質問ですけど、これ全て過程なんですね。今、提案していますのは、昨年11月5日にお出しをした試算に基づく提案です。昨年の当初、1月、2月にお出ししたのは、私も納得はしていない。何回も言ったように、忘れもしない、去年の1月9日、帰ってきたらこれでやりたいと言われて、本当になぜ可能性、構想から悪くなるのかとって精査した結果です。今回、よくなっているのは、野洲病院の業績が上がった直近の成果を入れていること

が1つ。この中には整形でよくなっている部分とか、あるいは産科をやめられて、スタッフを何回も、整理というところであれですけども、再編成もされたり、部屋もうまく効率化をされたというのが入っています。

それと、もう一つは試算がばらばらだったわけですね。医師の給与を一時は2,000万ぐらいにとってみたりとか、薬剤比率も高かったし、そして駐車場なんかも本来4,000円のものに8,000円、24時間使うと。立体駐車場も最初からそんなことないでしょうと、使い回しをしようと言っているのに、全てのスペースを8,000円で24時間積算してあった。でも、それはさわれないので、私はスタッフとコンサルに委ねて、作業をしました。あんまり私がお出しいたが間に口出すもんじゃありません。だから、それを、でも、正直にお出しをしたわけであって、それは想定されたものと違って、試算の中へ出てきたものですから。そうなった場合、どうしますかじゃなしに、今は去年の秋にお出しした前提で私が提案をしていますし、それで判断をいただきたいというふうに思っています。

ちょっと反問します。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ずっと最悪のシミュレーションを考えておられて、それだったら、何回も何回もだめ押しみたいに、稲垣議員を含めて、全ての議員が野洲市における中核的医療機関の確保、整備には反対していないとおっしゃっているんですけども、今日は一切出てきていませんけど、前までは野洲病院の耐震化とか野洲病院に支援しなさいとずっと言っておられました。稲垣議員の論調は、新病院じゃなしに野洲病院ありきだったと思います。

今回はそれが出てきていなくて、これ誰、稲垣議員が言われたのか、野洲駅前以外だったらいいとか何か。なぜ、普通ですと。野洲駅前以外が適地だと、そんな適地はないですね。ここが適地なのはわかっているけど、さっきどなたかが言われた、それと同じ発想でどうするか。もっと本当に中核的医療機関が必要だったら、こちらはこれだけの方の、私がつくったんじゃなしに、きのうも鈴木議員もおっしゃってもらったように本当に多忙でなぜ関わらないといけないかという、医大の学長とか大学の先生とかがここまで築き上げてきてくれている案をだめにして、そして抽象的な中核的医療機関の整備が必要だと言う、これが納得できない。今、そこへのお見解を聞きたい。だから、もう少し中核的医療機関じゃなしに、稲垣さんは、じゃ、どこで誰がどういう病院をつくったらいいかというのを、漠然とで結構ですよ、漠然とでもいいけど、いわゆるある程度イメージができるビジョン

を示していただきたい。そうしないと、議論が進みません。中核的医療機関を賛成と言いながら、今みたいにあり得ない算定、過去のシミュレーションを引っ張り出してきて、それがどうなったかというのではうまくいかない。

それと、もう一つは何回も言っていますように、野洲病院は危機的状況なんですよ、本当に。さっきも決議を聞いたら、諦めたからその間は野洲病院を支援しようとおっしゃいましたけども、新病院があって、今、野洲病院が士気が高まって、医大の応援があって、引っ張りがあるから伸びているんであって、この引っ張りを、消えたからその間をとというのは、このその間はないんです。その間がないんです。今、引っ張りがあって、突っ張りがあるから、その間が存在しているわけであって、新病院という突っ張りがなかったら、野洲病院でこれまで一生懸命働いてきて、展望があるから頑張り続けようと思っているお医者さんとか医療関係者の士気はゼロになります。あるいは、滋賀医大とか関係者機関からの医師の派遣もなくなります。それについての見解を聞きたい。2点です。

中核的医療機関についてはここまで来ているんですから、私は3回もきちっと政策を出しています。それに対して、中核的医療機関は賛成けども、ずっとこれを聞いていたら、ずっと否定的なことばかり、あり得ない想定ばかりして質問しておられる。なら、稲垣さんの積極的な、ポジティブな今の現時点のビジョンを簡潔に表明してもらおうと共に野洲病院の現状についての認識を問います。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） わからないとおっしゃっていたんですけど、僕は議会ごとにこの病院の問題は欠かしたことはないの、毎回言っているのと思うんですけど、聞かれましたので、再度お伺いいたします。

今、まず過去のこととおっしゃっていますけども、恐らく仮に市民病院でやったとしても、僕が所属している会派の議員は本市の財政が耐え得るものなのであれば市立病院にも、僕の想像でしかありませんけども、ふだん会議をしている話の段階では、皆さんは賛成されるんじゃないですかね。やはり、本市の今現在、発表されている収支計画に対して、懐疑的な見方が多いということで、市長が提案している現在の市立病院には反対されているのであって、市立病院がそもそもだめだとか、そういったものではないというふうに僕は認識しております。

場所の問題もあるとは思いますが、基本的には収支計画に対する信頼度の問題が一番大きいのではないかと考えております。なので、僕は、平成27年2月に配付された、

今、収支計画の概要を僕は申し上げましたけども、仮に異動された職員さんが作成された収支計画で本市の財政は耐え得ることを市長は証明してくれたら、多分、恐らく、最悪の事態を想定して、これは多分その職員さんをつくったものだと僕は推測しているんですけども、そのことを市長が、僕はこのことも一般質問等で何回も繰り返していますけども、証明してくれば恐らく事態は大分違う方向に進むのではないかなとは思っております。僕も会派の皆さんの、意見がどうなるかわかりませんが、話し合いも違ったものになるのではないかなとは思っております。

今、中核的医療機関でどんなビジョンがあるのかというふうにお伺いされましたけど、私は従来から主張は一切変わっていないんですけども、現民間野洲病院の医療法人が運営を継続するべきだと思っています。ただし、現民間野洲病院の単独での、今現在の法人です、そこに、やはり単独で何とか乗り切ってもらえれば良いとは思いますが、一つの可能性として、対等合併が、どこかの医療法人の傘下に入ると、そういったことも踏まえて可能性も入ってくると思はれますけど、基本的には現民間野洲病院の法人格を解散させず、それを維持しつつ、実質的な地域医療を守っていくべきではないかなと思っています。

ただし、現状、従来市の説明があるように、今、市長も発言していただきましたが、耐震化の問題や医療機器の更新ができていないと。市の病院としての基本財産ですね、経営体力が、やはりなかなか厳しいということなので、それを実行するためには、今、グレーゾーンではありますけども、市からの何らかの援助が必要になってくると思います。金融支援ですね。再建放棄や金融支援、債務保証ですね。その辺は先日の委員会で、弁護士さんの見解が発表されていましたが、グレーゾーンであるということなんですけども、目的が今回の場合は地域医療を守るという目的なので、それほど金融支援に対しては、普通の一般企業に対する支援とは趣旨が異なりますので、市民理解が得られるのであれば、僕は全否定することはないと思っています。

次に、質問されました、野洲病院は危機的状態であり、本市の引っ張りがなかったら存在できない、もうだめだというような、その引っ張りがなかったら、現民間野洲病院はもたないと、本市の引っ張りがあるので、何とかもっているとおっしゃられた件なんですけども、まず最初に、よく市長は士気がゼロになるとか職員がやる気をなくしてしまうということを、僕が議員に就任して2年になりますけど、本当に毎回のように聞くんですけども、やる気がなくなるって、すごい僕はその言葉に違和感があって、一人前のお給料をも

らって、やはり医療職というのは使命感を持ってする職業やと思うんです。なのに、やる気がなくなって、仕事のやる気がなくなるとか、それはちょっと論点というか、趣旨が違うと思いますね。そういう問題ではないと思います。

確かに危機的な状態であって、医師の派遣等でも支障を来しているという事情はありますので、だから、私はそれだからこそ、野洲病院への早々の支援、それを通して早々に実行して、その支援、枠組みの中には外部の病院等の支援も、それは支援をして下さいと言っているわけではないです。その支援も検討の枠組み、可能性の選択肢の1つとして入れて、単独でできればいいとは思いますが、地域医療の中核的医療機関として、現民間野洲病院を、拠点を守っていくべきだと思っております。

あと、そのためには建物の件とかもありまして、先ほど耐震のことも指摘されましたけども、まず東館の老朽化がそもそも事の発端にはなっていると思うんですけども、それを解決するためには耐震補強、あるいは建て替えが必要になってくると思います。耐震に関しては、私は繰り返し、耐震図面を欲しいと、もう2年間毎回のようには発言していますが、耐震図面はいただけないので。民間病院でありますので、その図面をどうしてもいただくことはできないと思っているんですけど、今回、野洲病院に対して支援継続ができるかどうかということで調査をされたと思うんですけど、その中の資料を見ても、やはり耐震の部分に関しては、すごく今までの報告を踏襲というか、追認するような内容ではあったと思うんですけど、新たに、例えばコアの部分をとって、建物が正確に何年ぐらいつつかと、そういったことも僕は調査としてしていただけるのかなというふうに思っていたんですけど、そういったことも入っていませんし、資産上のその建物の価値は報告されていますけど、正確な数字として、その辺で何年も使うということもまずは知りたいと思っています。

僕はその出てきた数字によって、妥当性があるのであれば、僕は耐震補強工事もありだと思っていますし、仮に妥当性がない結果であれば、東館のみの建て替え、そういったことも可能性としてはありだと思っています。

周りの、一時的にその利用者の方には駐車場の件や診療の一時休診ということで、大変ご迷惑をおかけすることには、多大なるご迷惑をおかけすることにはなるとは思いますけど、長期的なスパン、長いスパンで見れば、その可能性は僕は十分支持していきたいかなと思っております。現実的な案かなと思っています。

以上、反問を終わりたいと思います。

○議長（市木一郎君） 続いて、稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） では、次の質問に移ります。

14番です。この収支計画を作成した元政策調整部の職員は私の私見、想像でしかありませんが、戦略の意味を理解し、予定どおりに進まなかった場合を考え、本収支計画をまとめたのだと思います。この職員の進言に耳を傾けずに、実質的に他部署へ異動させた理由をお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 職員の異動に関するご質問ですけれども、想像では答えられません。私は秘密はないですけれども。

それと、私は何も偉そうに人事権とかを振り回すつもりはないですけれども、そこまで本会議で質問が及ぶのかどうかです。それと、はっきり言うのは、進言は一切ありませんでした。進言は一切ない。これだけははっきり言うておきます。

異動とか、それは全部職員の意向とかを踏まえて、私は一切どこかにやり、それこそどこかの病院と同じこと、どこかみたいに自分が気に入らなければどこへ飛ばすとか、気に入った人をどこかに付けるとかは一切やっていません。方針にあるように、能力とか意欲とか意向とかでやっています。

だから、今のご質問というのはこれすごいご質問ですよ。想像でいかにも人を替えたとか。進言というのは確認しておられるのかどうかです。進言は一切なかった。そこらだけにははっきりしています。だから、私、本当、残念なんですよ。何回でも思い出します。1月9日の夕方、もう力がなえましたね。ここまで委ねてきて、これを見て、徹夜に近い形で数日、職員は知っていますよ、作業した。よう、そんないいかげんなものを出せないから、あれを正直に出したわけですよ。そこへずっと何か古傷みたいに戻ってこられますね。逆に何かあったのかなと思うくらいです。私はほんまにおとししの夏以降ずっと動いていると思って、1月9日に初めての協議で、いや、実はこういう形になっていますよと来たから、ごまかさないように出したわけですよ。今、なぜその質問が出てくるのか。職員から聞かれたのか。進言ということまで来たら、そこは否定しますけれども、いかにも何か人を替えたとか飛ばしたみたいな発言ですけれども、さっき誰か怒られた市議員がおられますけれども、同じことですよ。これで十分です。

それと、さっき野洲病院の士気については野洲市が引っ張っているからじゃなしに、誰がどうするかは別として、新しい病院で設備ができて、そこで一層野洲市民の健康と医療

のために働こうという意識であって、野洲市が引っ張っているのと違って、新病院というプロジェクトがあるから士気が維持、高揚されているということを行っているので、さっきのあなたは何か野洲市が引っ張っているから士気があるとかですけども。それと、私の立場で本当に4年半前にメッセージを出したスタッフが頑張っている実績もある。しかし、資産とか経営とか設備が悪い。だから、検討しますと。これは私も職員として仕事をしてきた身からすると、組織の状態がどうかというのは一番士気に関わります。だから、痛いほどわかるから、職員さんにとってみたら、耐震ができていない手術室とか集中治療室で自らそんなところで技術は発揮できないし、そこで患者さんを治療するというところにいたたまれない思いを持っている人がたくさんいたから、だから、速やかにやろうと思っているのにのんびりと気楽にやっているから、私は言うてるわけですよ。そこの答えがなかったんです。この4年半、もっと本当にやめるんだったらやめる。今、頑張ろうと思って残ってくれて頑張っている医師とか医療関係者から見たら、これは本当にふらふらしていますよ。今日のこの質問を聞いておられるかどうか知らないけど、私は心が痛むわ。心臓から血が出てくるぐらいに痛みを、何か強気で言っているみたいに見えますけどね。全然話が進んでいない。

働く身になっていたら、自分が専門職になって、自分の仕事というよりは市民の医療に役立ちたいと思ったら、ベストのものを要求するでしょう。ベストじゃなくて、標準以下なんですよ。耐震はできていない。医療機器は更新されていない。廊下は狭い。部屋は狭い。今の新しい要件に合っていない。だから何回も言っているように耐震の問題以前に、仕様書が、いわゆる様式、スペックに合っていないんですよ。車で言えば、20年か30年前の車にまだ修理しながら乗っているような話で。更新できるものをなぜ更新しないのか。だから、そんな職員を何か左遷したとか医師とかもそんな質問しているんじゃないし、だから、私が聞いたことと合っていないです。せつかく大きなビジョンを書いて下さいと言ったけど、そのこともしゃべらなかった。

どこかの病院、今の御上会がこれすごいことを今聞いたんですよ。御上会が経営する。でも、どこかと結び付いてと。思い出しました。県内の医療経営者、私と自治連合会の話し合い、12月13日にも堂々と傍聴に来ていた。そして、12月18日、自治連合会と議員さんとの懇談会にもその方が来ていた。県内の大有力者ですよ、民間病院の経営者で。今のと何か結び付いてきました、疑うわけじゃないけど。名前は言いませんから、訂正しなくてもいいと思うんですけど、その方が私の部屋にアポをとって、しゃべりに来たこと

があるんです、頓挫したときに。「なぜ来られたんですか」と、私は拒ばないから出会った。そしたら、病院についても、言葉は「市長のこれからの腹を聞きたい。確認したい」とおっしゃった。それはそれで終わっていたら、どんどんどんどん変な動きになる。

まさに、今、稲垣議員の野洲病院という法人に運営してもらおう。でも、場合によってはどこかの医療機関と連携してとか。私が心配しているのは誰が病院をどこへ建てるかということを知りたいけど、それを答えていないじゃないですか。今、野洲病院は本当に苦境なんですよ。本当に職員さんも今言ったように、そんな状態で野洲病院自体も「自分とこではできません」とはっきり今言ってきているんですよ。これ支援じゃないんですよ。自らが立とうと思っている人、立てる人、それは支援ができるけれども、もう自分では今は限界だとおっしゃっているところに「あなた、頑張りなさい。支援します」と言う。これはおかしいじゃないですか。だから、私は「野洲病院の現状を今どう評価しているんですか」と聞いたけども、私が期待した答えは一切出てこなかった。

以上、答えとします。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 僕は、今の発言は大変僕も危険な発言だと思っています。何か僕が、僕はどなたのことか存じ上げませんが、その方と僕が何か結び付いているように何か聞こえたんですけど、訂正を求めます。質問です。

○市長（山仲善彰君） 訂正はしませんが。質問じゃない。訂正みたいな、質問じゃないですか。

○2番（稲垣誠亮君） 発言の訂正を求めたいんですけど。

○議長（市木一郎君） ここは質問するところから、質問という形でして下さい。質問をして下さい。

○2番（稲垣誠亮君） わかりました。はい。

いや、まず訂正を求めたいんですけど。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午後1時44分 休憩）

（午後1時46分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 今のは、別の医療法人の経営者さんの方と何か僕が接触、つなが

りがあって、何か発言をしているというような答弁にもとれると思ったんですが、それは質問という形で指定していただけないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いや、今、稲垣議員の質問でそういうことを思い出したと言っただけで、稲垣さんとその方との関係は一切言っていない。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、質問に戻ります。

他部署への異動の件なんですけども、その前資料に携わっている方がそっくり異動されているんですけど、それはじゃ、単なる偶然ということで理解してよろしいでしょうか。お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 偶然ではないです。人事は偶然でやっていません。何か不思議ですね。だから、野洲市役所は前も言ったと思いますけど、人事課がなく、何か総務で片手間に人事やっていたけど、私になってからすぐに人事課を置いて、きちっと要望も希望も聞いて、そして組織で本人評価、そして上から評価、下から評価、適正をやった上でやっています。職員に聞いてもらったらわかりますよ。絶対変な人事を私はやっていない、自分もやられた方だから。結構やめさせられるぐらいにやられた方ですから。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 繰り返し述べておきますけども、私は本来理想的な形としては、現民間野洲病院さんが単独法人で生き残れるのが理想的な形だと思っているので、お返ししておきます。

次の質問に入ります。

15番、本市の財政状況を考えて、総事業費は本市で幾らまで耐え得るのか検証する必要があると思いますが、それをされないのはどういうことでしょうか。お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 負担可能な総事業費、また検証をということなんですけども、病院の施設整備費につきましては、財源として市債を充当することが可能でございます。その返済負担について世代間で平準化を図ることとなるため財政上の問題はほばないものというふうに判断をいたしております。

また、運営経費につきましても、地方交付税算入見込み額、あるいは野洲病院の補助金が不要となることなど、こうしたことを勘案いたしますと、財政負担は可能であるというふうに判断しております。

先ほども申しあげましたように、今の建築単価が2割増となった場合でも吸収できるというふうに想定をいたしておりますので、そうした部分で可能であるというふうに思っております。

それから、人口5万人のまちにとって病床数199床の病院ということについては、財政的に持ち続けることができる身の丈に合った規模であるというふうに考えております。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） では、2割増の理由が出てくるんですけど、今、2割増を提示された何か根拠があって、それを出されているのかをお伺いをしたいのと。

いや、仮の数字でもよかったらいいんですけど、お願いします。

根拠があるかだけです。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 2割というのはきのうも市長の方からも答弁がありましたけれども、相当大きなことですので、最悪という場合で2割というふうなことで考えております。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） わかりました。

あとは、済みません、教えていただきたいんですけど、人口5万人のまちで199床が身の丈に合っているというふうに、ちょっと本当に教えていただきたいんですけど、判断された根拠とか、もしあればお伺いできますか。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 今、野洲病院が199床で、今の野洲市においてこれだけの病床数というのをこのまま維持していくということで、今、新病院の計画もさせていただいておりますので、その中で、今回、シミュレーションをして、これで財政的にも耐えていけるというふうに判断をいたしておりますので、身の丈に合った規模であるというふうに考えております。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） あともう一点、ちょっとお願いします。先ほど、建築単価が平米

数50を超えているような例を説明していただきましたけど、じゃ、新しくつくる病院はそれよりもグレードダウンをしているということなんですかね。逆にそうではないということなんですかね、その辺、ちょっと僕はわからないので、教えて下さい。お願いします。

○議長（市木一郎君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 平米単価が50万という話なんですけども、これかどのような内容になっているのかというのは、私は存じませんが、私どもが今回計画しておりますこの規模、内容については、十分野洲市にとって必要な中核的医療機関ということで計画をしている内容だというふうに考えております。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） では、次、移ります。

17番、行きます。

収支計画によれば、新市立病院開院後に、数年後に黒字経営が可能ということであれば、今から諸条件を整えば、特に金融支援を行えば、現民間野洲病院でも黒字経営の可能性が見えてくるのではないかと思います。お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 現野洲病院へ支援をすれば、見えてくると踏んでいるんですけども、何か全然地盤が違うんですね。新病院効果と新病院への期待があって成り立っているものであって、新病院という、あるいは野洲病院でもいいです。自ら野洲病院が財源調達をして、新しい病院をつくれる。いずれでもいいんですけども、そういうものがあって、初めて機能が発揮するんであって、今は新病院ができるからというので、野洲病院のスタッフも頑張っているし、士気も向上しているし、医大からも院長以下、スタッフが来てもらっているから成り立っているわけです。

これが一民間病院になった場合、医大との連携はかなり厳しくなります。公立病院の客観性、透明性があるから医師は派遣できる。あとの経営は民間でも同じようにできると思いますけども、いずれにしても、これはわかりやすい例で、私はもう一番最初から言っていますね。高速道路は100キロか。シミュレーションは120です。日本の場合100キロで走れる。でも、古い車だったら、幾らアクセルを踏んでも80キロかしか走れない。野洲病院もこれまでは80キロは走れるんだけど、65キロぐらいで運転してきたのが、今、ようやく75キロぐらいまでの運転になっているわけです。でも、今の時代は100で走らないといけない。だから、今の野洲病院の施設とか装備では100キロは

走れないわけです、幾ら頑張っても。だから、職員の士気も、そして技術も万全に発揮できない。ということは、そこで医療をしようという方はいないわけですね、心底からは。使命感でやっておられるけども。

だから、その説明でわかるように、今、何とか野洲病院はいい方向にはなっていくけども、これは新病院への期待があって成り立っているわけであって、それをとめてしまったら、野洲病院単独では再生どころか、維持管理も難しいと。これを何回言っても、ここがすれ違っていたら、野洲病院の危機感、私、本当に職員さんの身になったら、特にいろいろ異動ができるお医者さんは場合はいいんですけど、看護師さん、あるいは看護師さんでも異動できるか知らないけど、使命感でもって、この4年半頑張ってきた人に申しわけないなと思うんですよ。

稲垣さんは、私は相手のことを考えないで答えているとか、何か聞かないで発言しているとおっしゃいますけども、若干の癖はありますけども、言い方の話であって、事象については、私は本当に何か痛みがわかって、情けなくなってきましたよ。職員も市民生活相談を頑張ってくれているけども、私も同じ思いだから、私のマニフェストに大体書いてあるんですよ、相談体制を整えるというのは。前の仕事で一人ひとりの方が困っていたときに市役所へ行って、あなたのためになっていませんという経験をよく知っているから、職員をやっているから、違うでしょうと。来た人に向き合って、その方に合ったサービス、支援をすることがマイナスの場合だけじゃなしに、伸びる場合でも、事業を始めたいとおっしゃったらその方に寄り添って、その方のサービスをします。だから、今、野洲病院の置かれている状況というのは、翻れば、市民が置かれている医療の状況でもあるわけですよ。だから、これを4年半やって、まだ今日、この議論をしていること自体が本当に私は泣けてきますね、本当に。私は余り泣かない方だけど、泣けてくるわ。

きのう、鈴木議員に言ったように、こんな信念でやったら摩滅しますよ。私は仕事だからやっているわけで。お医者さんでもそうでしょう。大けがされた方の治療はそんなもの信念でやっていたらできない。仕事だからやれる。

それと、もう一つ言っておきます。最後に、長くなるようだけど、今、何人かの議員さんが生協病院を見に行かれました。市民病院というのは生協病院以上の生協病院なんです。だから、私は佐古先生の例で言ったでしょう。市民がつくる、市民が治療を受ける、市民が協力するという中での病院だから、物すごい透明性が保てる。だから、私は直営があるべきと思っているし、これは立ち上がりは直営でしか、独立法人を立ち上げるのは大

変だからということもあって、私は独法を否定しませんけども、そういう病院にしないと
いけない。ただ、最初からある病院は誰がどこかで牛耳っていて、お医者さんも適当に動
かしていると思うから、市民の一般の方はそんな病院にかかるよりは、何か隣の家は青く
見えるみたいなもので、よその病院へ行きますけども、本当の健全な病院というのは、自
らがつくって、自らが恩恵を受ける、安心できる病院と。だから、新しい自治体病院像の
実現をとという状態を構成の段階から出しているのはそういうことです。

だから、野洲病院の支援とか何とか、そんなもの、支援を求めておられない病院にやる
のはもう倒れた方にもう一回立って歩きなさいと言っている話ですよ、例はよくないけど
も。もう使命感が尽きようようとしている、装備がなかったらだめ、耐震対策の施設がな
かったらだめ、きちっとした施設がなかったら、自分がせっかく培ってきた医療が発揮で
きない、このギャップが巨大に存在している。その中での議論です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） わかりました。ただ、市長、平成24年度の新病院の整備可能性
検討委員会によって検討されたことをもとに提案した計画は、前回の議会で否決されたこ
とは事実なので、やはりもう少し柔軟に、同じものを出してくるというわけじゃなくて、
再度検討して進めても、僕は可及に、急いでやるべきだと思うんですけど、その辺も再度
検討すべきだと思うんですが、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） きのう、おたくの代表に言いましたよ。私は提案、権利を振り回
すものでないけども、地方自治法で予算案、事業案が提案できるんです。だから、問題が
あると思われたら、これは議員さんの権限、市民から付託された権限で審査し、通すか通
さないかをやられたらいいわけで、最後の最後に、市長、もう一回撤回せい、趣旨は撤回
せいみたいな話ですからね。

案はベストを出しているわけで、ころころ変わりません。現に、ここにおられる半数近
くの方は前の案に賛成いただいているわけですから、それを換えれば賛成していただいた
方がなぜその案を変えたのかとおっしゃるじゃないですか。言っておられることが無理難
題ですね、無理難題。酸素のない部屋で1日間生活しておけみたいな話ですよ。今、物事
というのはこういうふうに積み上がってきているわけで、今の案を最後に撤回せよとい
うご質問というのは、これはあり得ない。だから、堂々と私は提案していますから、審査し
て、判断されたら結構かと思います。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 決め付けているというふうに僕は言ったことありますけど、だって、市長、所信表明のときに今回、否決されても何回でも出しますと断言されましたね。あれは、やはり決め付けているというふうに映るのではないですかね。再度、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 決め付けていませんよ。手続を言っているわけで、特に言ったのは再議に付さなければ、もう出さないと思われている。だから、再議のことを言うために言ったわけで、異例なんですね。こんなことを言うのは異例なんです。でも、手続で再議がなかったら、もう次はないと思われるし、実のところを言いますと、今、いろんな市民の方が活動していただいています。でも、この議会で否決されるんだったら、エネルギーが出ないとおっしゃっています。私はそのために出し続けると言ったんじゃないし、それより先に出し続けるということを職員に表明して、作業をやっています。でも、たまたまですけれども。それが、私がこれが必要だから提案し続けますということが今回医師会等が安心して活動していただく結果になりました。私はそこにすり寄って行って、これは言っていない。

それと、きのう、ある方から電話がかかってきて、反対している議員さんへの落としどころを付けたってもらわんと困ると。メンツも保たってもらわんと困ると言っている人がいるという、親しい人から連絡がありました。メンツとかという話と違って、やはり政策議論を私はしていると思っています。毎回少しずつ何かそんなことがあったらしいですね。今回、新しいのが出ていますよ。前から温めていましたけども、都市集積で10億円がもらえるかもわからないと、来年度から取りかかりますから。これはいい材料で、そして決して税とか言ってません。あれは単なるシミュレーションで言ったわけで、税も抑えています。だから、賛同していただきやすい。

でも、その方にちょっと私は言ったんですけど、「メンツから言われたら、2回も3回も議案を否決されている市長のメンツの方が大きいんですね」。そう言うたら、その方も「そうやな」と言っている。反対の方の議員の、私らはメンツのは一切やらないけども、決してそういうことではありません、政策ですけども。市民の中にはメンツ論で反対派議員に落としどころを何かスクイズで出したらいいかという心配している方もいるみたいですけども、そういう議論ではないと。なくって、やはり政策論でぜひ審査をいただきたいと思

っています。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） ちょっとまた、19番、行きます。

以前とかぶるかもしれませんが、野洲市内における中核的医療機関の確保については賛成しております。ただし、立地場所については郊外、運営形態については民間病院が望ましく、あらゆるコストは人件費の高騰を抑えることなどが期待でき、望ましいと思います。耐震補強工事または建て替え工事など、諸問題を解決した上で立地場所と運営形態について再考すべきと考えますが、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） そういったことを検討して、市民代表、専門家を入れてやってきた案がこれですから。もうそんなこと言わない方がいいん違いますか。言うのは勝手だけど。お答えはずっと。答え、言葉じゃなしに、今までの手続が事実でお答えになっていると思います。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 私は民間病院が望ましいと思っているんですけど、でも一日も早く中核的医療機関を確保して、方向性を示していかないと思うんですけど、例えば僕、以前から何度も提案していますけど、例えば住民投票とか、今、僕が先ほど申し上げました収支計画の幾らまで、去年の1月、さっき2月に出された収支計画で本市の財政を耐え得ることを証明して下されば、ちょっとの方向性が、少しは僕は変わってくると思うんですよ。その辺について、仮にその住民投票であれば、恐らく市民病院でも、僕は安易なこととは言えませんが、僕の所見では今まで反対されていた議員さんは賛同されると思うんです。だから、その辺もちょっと検討をしていただだけませんか。何度も今まで申し上げているんですけど、一応、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 住民投票についてのご質問にお答えします。

これは何度も言われていて、私は何度も答えています。病院というのは、やはりいろんなデータを読んだり、議論をしないといけない。ですから、住民投票というよりは代表制民主主義、議会できちっと審査をいただいて、議員が責任を持ってご判断をいただく。

私は市民の方が言われるんだったらわかるんですけど、議員さんがこれだけのチャンスがあって、情報もあって、議論していながら住民投票というのはおかしいですね。まず、

議員さんが判断した上で、現に凶らずもですよ。11月5日に否決がされてから自治連合会は即、動かれました。そして、今、いろんな活動をしておられます。医師会も実際、即、動かれて、手続があったから少し時間がかかっていますが、医師会の中で合意形成されて、署名を集めておられます。

そんな今さら住民投票というのじゃないですか。やるんだったら、住民投票は、私は議会を信頼しているから、皆様方と向き合って、可能な限りデータと説明をしながら議論して決めていただきたいと思っているし、そうしてきているつもりですし、だから住民投票に付させてもらうつもりはない。

でも、稲垣さんがそれだったら、議員も市民も誰でも住民投票は提案できる制度になっていますから、なぜそれを使わないで、いつもここでばかりおっしゃるのか、意味がわからない。自分が使えることをやらないで、権限を使わないで、私に住民投票に付せ、付せと。私はやるべきことをやっています。私が住民だったら、変な市長がいたら住民投票をやりませんがね。私が市長なのに議会の提案権もあるのにあえて住民投票に付す必要はないんじゃないですか。住民投票というのは補完的な制度ですよ、何回も言うように、参考意見であって、拘束力はないわけだから。これの方が拘束力があるじゃないですか。あとは皆さん方が審査し、判断したらいい。全然これ、疲れますね。また言うと怒られるかしらんけど。はい、そういうことなんです。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） わかりました。

次の質問に移ります。

野洲病院支援継続可能性調査業務報告の詳細資料の議員の提供が議員との共同検証を経た上で新野洲市立病院の設計委託予算を計上すべきであると思います。しかも、詳細な資料の提供が一般質問の通告を提出する前日となっており、誠意に欠くものと認識しておりますが、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これは事前から申し上げていますように、依頼につきましては、昨年の末に改めて提案をさせていただくと。そしてから、調査については調査として、いわゆる確認という意味で、野洲病院への支援の有効性、可能性があるかどうか、あわせてこれまでの支援が有効かどうか、その調査を新病院策定後のデータとか情報として生かしていくと言っていますから、決して今のご指摘は当たらないと思っています。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） じゃ、これで終わりたいと思うんですが、市長、僕らも本当に何とかしたいと思っているんです。先ほど申し上げました去年の公立病院の平均データを入れた収支計画で、本市の財政力が耐え得るのかどうか、それを、やっぱり証明していただければ方向性もちょっと違ってくると思うので、それもちよっとまた、して検討いただきたいと思うんですが、ちょっとそれだけ最後をお願いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いや、去年の1月に出たデータというのは、私、言葉を悪く言えば、何でこんなものが出てきたのかと思っているんですよ。おかしい。今になって、だから、今回2回やって、16年になって、8年になったということはあの作業というのは仮の作業なんです。いろいろ県からも何か圧力をかけられて、心配になって、だから何回も例に言うように、A社の車のフロントが欲しい、B社のギアが欲しい、C社の窓が欲しいみたいになって、悪いところを集めて、そして成立しないというデータになっています。

だから、何回も言うように、駐車場8,000円を24時間も借りますか、250台を。薬剤費がなぜ12%も要るんですか。でも、そういうのまで、私は最初は全部見ておけない、こういう、解明ができない。だから、とりあえず出せるものは最大限出しましょうと。一部はチェックして変えた部分もありますよ。だから、それをもう一回検証せよというか、仮につくったものをもう一回検証せよって、そんなもの意味ないと思いますけど、本当にこれ、合理性のない要求を言っておられる。それを言い出したら、前も言ったように、いろんな政策形成の中でいろんな作業過程があります。じゃ、今、これをやっているけれども、過去のこれをもう一回前提にしてチェックして、これが大丈夫かみたいなことになりますから、それはあり得ない。やる意味が全くない。言葉を悪く言えば、また訂正を求められるかしれませんが、不当な要求です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） わかりました。

ご丁寧に一問一問丁寧に対応していただいて、ありがとうございました。

この病院施策以外には本当に厳しい行財政の中、施策を厳選されて、市政に邁進されていると思っておりますので、今後ともどうかよろしくお願いいたします。

では、ナンバー6の次の質問に入ります。

野洲市まちづくり基本条例についてお伺いいたします。

安心安全で、誰もが暮らしやすい、生きがいを持てる社会を目指して、野洲市まちづくり基本条例が平成19年10月1日に施行されました。市民活動団体230団体、自治会92団体が参加していることは共同について各セクターがその重要性を少なからず意識していると考えます。条例施行の成果に関し、市長にお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 稲垣議員の野洲市まちづくり条例の施行後の評価についてお答えします。

自己評価とおっしゃっているんですけど、自己評価というのはなじまない、市の条例ですから。もともとは、野洲市はご存知のように社会体育、スポーツとか環境とか、あるいは福祉とか、市民活動が盛んです。健全なまちです。そして、自治会も全ての自治会で組織されて、活発に活動をいただいていますし、自主防災組織も全ての自治会に設置されています。そういったものをよりよく機能してもらうというために、制度整備がされたと思います。その結果、従前に増してうまく機能しています。

ただ、まちづくり条例でいいますと、自己評価とおっしゃったので、あえて私に絡めて言うと、引き継いだときには住民投票条例、まさにさっきおっしゃった条例が紛糾をしていました。16歳にするか18歳にするのか、そして何か職員に聞いたら、ノイローゼになっていましたね。だから、これは速やかに宿題を果たそうということで、改めて市民参加でご議論いただいて、その当時は国の選挙制度も18歳になるという見込みもありましたから、18歳だったら特別の経費が要らないだろうということで、18歳を前提に制度設計をしていただいて、多分県内でも2番目か3番目に早い住民投票条例。

ただ、ご指摘を受けたように、国の方が18歳まで制度化されるのが随分遅れましたので、施行が遅れましたけども、特に住民投票条例も早くから整備された状態で市民活動が健全に動いているというふうな評価だと思います。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） まちづくり基本条例には「協働」という言葉があるんですけど、野洲市にとっておける協働とは何なのか、市民にわかりやすく、ちょっと市長、教えていただけないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 協働についての考え方ですが、私はずっと従来から別の協働論を持ってまして、この条例も基本的には市民と行政の協働とか団体と行政の協働なんです

けども、行政というか、まちの仕組みというのは、これ市民がつくっておられるんだから、これははっきり意味をなさない。市民のための組織が市民と協働するというのは変ですから。だから、市民と市民が協働される、あるいは野洲市と守山市が協働と、これは合っております、市という。

そういう意味からすると、今申し上げたように、市民活動が盛んになっている、それを市という仕組み、行政の仕組みがいろんな形で支援をするというふうに進んできたと思っていますので、協働というのは、私はそういうものだと思っています。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） では、協働と市民参加の違いについてもう一度教えていただけますかね。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 違うというのは、協働は市民と市民が協働する、されるということですし、市民が参加というのは全く協働という中で参加をされるわけですから。そういうことです。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） では、行政と市民が対等な関係が協働というような、そういう捉え方ではないというふうに考えておけばよろしいでしょうか。お伺いいたします。市町村によって、かなりこれ自治体によって考え方がばらばらなので、ちょっとそれ重要なので、お聞きします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 行政と市民は対等とかじゃなしに、行政というか、まちの仕組みというのは市民が主体になってつくり上げている仕組みですから、だから、市民がいろんな活動をされたり、事業者が事業をされるときに、そこをまちの仕組みは支援をするということだと思っています。

まだ、過去のいろんな文言が残っていますから、私はずっと公然と協働というのは行政と市民の協働はおかしいと言っていますけども、まだ幾つか、市の文書とか仕組みの中にはまだ残っていると思っています。これはいろんなところで私は公表していると思います。市民が市民のためですから。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 私は協働に対する考え方については、公共活動の共通目標を達成

するためにパートナーを尊重した対等な関係で協働活動を行って、活動の成果を創造的に送出させる、戦略的、実践的行為だと思うんですが、それについてちょっと市長、見解を求めたいんですけど、お願いします。

○議長（市木一郎君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ちょっとそれはもう稲垣さんがそういうふうにご考えておられたらいいんじゃないかなと、私がコメントするものではないと思います。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 次に移ります。

協働に関して、市民、市民活動団体、自治会、事業者、市議会、市長及び市職員に対し、それぞれの役割や特性を意識し行動するための必要性を啓発していくこと、活動の必要性、協働の捉え方とあわせ、奉仕の考え方をお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） まず、協働の捉え方については、今、市長が述べられたとおりでございます。

そして、まちづくり基本条例第6条におきましては、協働のまちづくりは、市民、市議会及び市は、目的を共有し、その特性を生かして、相互に補完しながらよりよいまちを創造しますと、こういうふうにありますので、このように考えております。

啓発につきましては、必要な情報を今後も市民に情報提供していきたいと思っております。

以上です。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） では、野洲市にとって、なぜまちづくり基本条例が必要になっていくかということと、そのまちづくり基本条例施行後によりよいまちにするために主として市民や市民活動団体が主体的に活動できるよう、具体的にどのような仕組みを考えて実践されたのか、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 冒頭、市長がこれも言われたとおりなんですけれども、従前から市民活動が十分活発にされていまして、それを整理整頓するという意味でまちづくり条例を施行したものだと考えております。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） では、次に移ります。

野洲市まちづくり基本条例を制定したことにより協働でまちづくりに取り組んでいること、まちが変わっていかうとしていること、またどう変わったのかを市のホームページなどで定期的に更新していく必要があると思いますが、現状、そして今後について、本市の考えをお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） まず、何遍も言いますけれども、条例を制定したことによって、まちづくり条例によってまちが変わるとかいうのは、そういう認識ではございません。今まで活動をされていたものを整理できるようにしたということでございますので、条例によって何々がスタートするとか何々が変わるとかいう、そういう認識はしてございませんので、その点、よろしく申し上げます。

そのことも含めて、情報公開は今後もそのような形で進めていきたいと考えております。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、次、4番はもう不要と思いますので、5番へ行きます。

市として市民一人ひとりが協働を意識し考え、市民全体を巻き込めるような現状の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 市民への情報公開でありますとかまちづくりへの参画において、さまざまな場面に応じて周知等を行っております、市民の主体的な参加を促し、市民参加のもとに市政を進められていると考えております。

○議長（市木一郎君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 最終ページの表紙が一部ずれていましたので、次、福知山の事例のところからスタートさせていただきます。

福知山市の事例であります、協働について市民と市職員が市民まちづくり研修会、市民協働まちづくり検討会を開いたり、運営主体は市民である市民協働推進会議を実施し、その一環で市民討議の方法を用いた未来を描く福知山市100人ミーティングを実施しました。福知山市の市民の無作為抽出などにより、募集選出した100人が3日間に分かれて5人程度のグループの中で討議を行いました。

本市でも同様の計画があるのか、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 市民部長。

○市民部長（上田裕昌君） 福知山市の事例のようなことを考えているかということなんですけど、特に計画をつくってというよりは、それぞれもう既にいろんな計画を定めてされていますので、特化して進める必要はないと考えていますので、よって、計画としてはないです。

○2番（稲垣誠亮君） ありがとうございます。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩をいたします。

再開を午後2時35分とします。

（午後2時19分 休憩）

（午後2時35分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第7号、第4番、岩井智恵子議員。

○4番（岩井智恵子君） 第4番、岩井智恵子です。

大きく2点に分けて質問をさせていただきたいと思います。

1問目、平成24年策定の野洲市商工業振興指針について。野洲市は平成16年10月に旧中主町と旧野洲町が合併し、11年が経過しました。JR東海道の連絡により、京阪神からアクセスも良好で、近江富士の名で名高い三上山をはじめ、希望が丘文化公園、ピワコマイアミランドなど、古墳群や神社仏閣など、豊富な歴史、文化遺産にも恵まれ、大変住みやすいまちであります。しかし、本市においては合併後、地域の特性や課題を把握し、商工業活性化のための指針がないまま歩んできました。

そこで、平成24年度以降、5年間の実施期間を想定して、実施計画を盛り込んだ野洲市商工業振興指針を策定されました。この指針は課題解決に向けた野洲の商工業の活性化とまちのにぎわいづくりへの特効薬となる具体策を盛り込んだ即効性のあるものとその指針にうたわれています。現在、5カ年計画のうち、もう4年が経過しました。それらの事業の具体策と経過や成果について、わかる範囲でお伺いします。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） それでは、岩井議員の野洲市商工業振興指針に基づく事業についてお答えをさせていただきます。

通告書にゾーン別とございましたので、ゾーン別に申し上げますと、野洲駅の駅前周辺を中心に地域資源でおもてなし発信事業として、グルメイベントでございましたけども、

野洲まちバルを実施し、好評を得たところです。

また、琵琶湖周辺になりますけれども、琵琶湖周辺では、その魅力を伝えるため、散策マップを作成いたしましたして、家棟川エコ遊覧による自然とのふれあい、あるいは琵琶湖の漁師料理の普及等を行ったところでございます。

また、ゾーン別では、農産物の生産地域周辺とこういうようにあるんですけれども、そこでは地元で収穫されました果物等を用いた商品の販売促進を支援し、市内全域では農商工業者が情報交換や交流ができる場を提供する「発掘！あるある野洲物産」、これは本年度初めて実施をさせていただいたところでございます。また、議員もご承知のとおり、ボランティア観光ガイドと歩く「おいで野洲ハイキング」の情報発信等を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） ただいまは、野洲まちバルとかエコ遊覧、また地元の果物などの販売促進、そういった支援とか農商工業の交流とかをされてきたということなんですけれども、その場限りではなく、継続性についてはどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 継続性についてのお尋ねでございますけれども、これは一番の大きい問題は今までのイベント事業というのが補助金ありきの体質になっていたと。どちらかといえば、行政が最初はきっかけづくりをつくって、あとはその実施主体者が主体的に継続的にできるように行政は支援をしていくと、そういう体制をとってきたわけなんですけれども、どちらかといえば、行政が最初きっかけづくりをつくると、あとは常にずっと行政が動かないと後が続かなかったというのが事実、これは議員もご承知だと思うんですけれども、実質の反省といたしましては、そういう嫌いがあるのかなと。いわゆる補助金ありきの事業の一過性のイベントで終わっていたというのは否めない事実であったというように認識はしております。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） 今、部長から補助金ありきの支援であったという反省点というか、今後の課題なんですけれども、私もボランティアガイドをいたしておりますので、そのあたりは、やっぱりあるなとは思いますが、やはり一番大きな目的というのは、

支援だけではなく、これがずっと続いていく、そういうものが、やっぱり商工業の発展につながると思うので、今後はそのようなことで十分お願いしたいと思っております。

次に、観光の側面からお伺いします。平成22年度より地域商工業資源活用コーディネーター事業を野洲市から受託し、野洲市商工会等主催で、滋賀、野洲での「大人のプチたび事業」が、そしてさらには、ボランティア観光ガイド協会主催で「大人のまちあそび事業」を平成25年1月から3月にかけて7回実施、いずれも大好評を得ました。

こだわり商店、物づくり工場の魅力を多く市民や来訪者に発信するという商業、産業観光の振興に取り組む姿勢にはとても期待をしたものですが、それっきりで終了になったのは、今、お答えをいただいたんですけれども、残念でなりません。課題があれば検討し、つなげていく事業も大事なのではないのでしょうか。商業、産業観光の種々課題を踏まえ、4年間経過した今、今後の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 先ほどもお答えしましたように、いずれも事業については好評であったというように思っております。

もう一点は補助金ありきの体質であったということの反省も踏まえまして、今後、事業実施者が引き続き主体的に運営ができますよう、あるいは入場料や拝観料等の受益者負担による経済的循環環境を整える必要があるのかなというように感じているところでございます。

そうしたことから、商工業振興指針も4年も経ちました。そうした中で、来年度、商工業の振興指針の見直し、あるいは観光の指針について策定していこうと、こういう形で現在考えているところでございます。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） ただいま部長より、今度、ちょうど5年ということで、指針が策定されるということですが、このボランティア観光ガイド協会では大人のまちあそびをベースにして企画、これを支援していただいて、企画されたのに乗ったわけですが、お客様負担で実行しております。よく似た、ベースにしながら実行しておりますが、こだわり商店物づくり工場では商工会の後押しが不可欠でございます。今後の商工及び商工業振興指針の見直しでは、ぜひそのあたりの検証というか、検討もいただきたいと申し添えて、この件については終わりたいと思います。どうぞよろしくお伺いいたします。

続いて、観光案内所についてですが、私は以前にも一般質問をしました。再度させてい

たきます。

野洲駅南口周辺整備（UR）構想に観光案内所なり、それを含めた複合的な案内所の計画がありますか。あれば、現段階の構想についてお伺いします。

○議長（市木一郎君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 野洲駅南口周辺整備構想における観光案内所の整備についてお答えをさせていただきます。

平成27年3月に策定いたしました野洲駅南口周辺整備構想において、必要な機能の1つとして人と人との出会いを促す場としての交流施設を掲げております。その具体イメージとして、地域のアンテナショップ的な役割としての観光物産案内を示しているところでございます。現在、商工観光課とも協議を進めているところでございます。

交流施設につきましては、商業サービス機能と複合化した施設整備を整備構想では示しているところでございますが、その具体的な規模などは検討中であり、今後、パッケージ案を示した上でオープンな議論を進めてまいりたい、このように考えているところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） ただいまは前向きに議論いただくということをいただいたわけですけれども、今後、検討を進めていただく中に強くこの案内所の方も期待をいたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に進みます。

まず、商工観光課として、野洲駅かいわいに観光案内所の早いうちに必要と考えておられますか、お伺いします。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 私どもも当初からそういう考えでございますし、今現在、都市建設部の方からございましたように、早期にこういった交渉が早く実現できるように私どもも今後、検討、協議を進めていきたいと、このように思っているところでございます。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） 私は先日、大津、石山、草津、守山駅の各観光案内所及び観光案内所を兼ねた市民の憩いの場を訪ね、担当の方とお話をする機会を持ちました。担当の方はボランティア観光ガイド、商工会の職員及び派遣職員などでした。ちなみに、大津駅前では黄色の貨物コンテナが仮設の観光案内所として設置され、かえって目を引きました。

驚いたのは、どの観光案内所も閉まっている期間が1年を通じて年末年始だけでした。また、一部、市の市民課の業務委託を受けながら、朝の7時から夜の7時まで受け付けをしている案内所もありました。

私は近年他市の状況を見て感心はしましたが、市の規模も事情も違うので、参考までと承知をしております。それに、ここ数年我が市には観光案内所がないことを野洲市商工業振興指針、特に商工業まちのにぎわいのための役割分担の中でも位置付けがされています。そういったことから、実現もそんなに先ではないと期待を持っています。ただいまも部長の方からそのようなお答えをいただきましたので。しかしながら、桜生には桜生史跡公園案内所が常設されていて、監視や訪ねられる方の安心に込めているのかかわらず、野洲駅前周辺になぜいまだ実現しないのか、採算が合わないゆえんなのか、釈然としません。

そこで、これから何年先か、野洲駅前南口周辺整備の期待はさることながら、まず野洲駅を訪れる人に安心感を与え、野洲市のすばらしさを伝えていける窓口として早い時期に観光案内所、またはそれを含めた複合的に案内所を野洲市の玄関口でもある野洲駅構内、またはそのロータリー周辺で設置すべきと考えますが、商工観光課としていかがお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（市木一郎君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 私どもが考えておりますのは、とりあえず早期に先ほどの南口整備構想の中で早く実現したい、このように思っているところです。そうした中で、先ほどお答えしましたように、来年度、商工業振興指針の見直しをします。あるいは、観光分野についても策定をしようと、このように考えているところです。

ですから、一緒にどのあたりがいいのか、どういう機能がいいのか、観光ボランティアガイドさんと共に、もう一つは観光物産協会もいろいろな課題がありまして、新たな出発を踏み出そうとしています。それも含めて、一緒に協議をする中でいいものができればなと、このように考えているところでございますので、またよろしくお願いをしたいと、このように思っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） ただいまは、物産協会の新しい出発ということですので、またボランティアガイドも含めて、早い時期にいろいろ検討していただけたら、ありがたいと思います。

平成27年9月に「オクトーバーフェクト&ジャス i n 野洲」が開催され、好評を得て、半年になります。それはそれで大輪の花のごとく、すばらしい事業ではありますが、野洲市の観光産業に携わる者が野洲市のよさをもっと認識し、広くアピールすることで、野洲市にもたらされる恩恵も期待できるのではないかと私は思っております。そして、私たちボランティアガイドの者も代表してですが、立派な箱物を決して思っているわけではありませので、どうか早い時期に仮設でも結構です、早期の実現を期待して質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、平成27年度介護保険制度の改正に伴う変更と今後についてお伺いします。

住みなれた地域で自立した生活を送るサービスを確保するという理念の中、平成27年4月に介護保険制度の改正の第6期が施行され、市町村が条例で定める場合は、総合事業の実施を平成29年4月まで猶予すると定められています。

改正の大きな要因として、ますます高齢化が進む中、団塊の世代と呼ばれる年齢層が10年前後で後期高齢者の仲間入りをすることで、介護サービス等の必要性が飛躍的に増すと予想されることや高齢者のひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯、また認知症高齢者の増加で従来の介護保険制度では財源をはじめ、仕組みそのものでは支え切れなくなっているのが実情だと思えます。

改正後、要支援者の訪問介護、通所介護の総合事業への移行とは、具体的にどのような内容か、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 岩井議員の介護保険制度の改正に伴う変更と今後についてということで、1点目のご質問にお答えをいたします。

介護保険事業は先ほども言われていましたとおり、制度が変わりまして、要支援の1、要支援の2の方につきましては、予防給付サービスというのが今までございました。その中から、地域支援事業という介護保険の枠を使って新しく事業を行うものでございまして、介護予防、また日常生活支援の総合事業ということで、29年の4月から移行をするものでございます。

これにつきましては、具体的にということございまして、市が基準を定めまして、訪問介護サービス、また通所介護サービスなど、市の取り決めを行いまして、サービスを行うものでございます。また、これらにつきましても、野並議員の際にも先日、ご回答させていただきましたんですけれども、現行のサービスを相当利用されている方につきましては

は、やはり継続的な使用がまずは可能なように関係事業所と現在も準備調整を行っておるものでございます。そういったことで、事業の移行を行うものでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） 訪問及び通所の介護サービスが今後は市の事業として実施するというものですね。従来の介護保険制度の限界もあり、今後、市のあり方はますます重要であると思います。

次に、変更点の項目の対象者として、改正前は要支援1、2が、改正後は要支援1、2の他に基本チェックリストによる該当者とありますが、基本チェックリストの意味をお伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 基本チェックリストの意味ということでございます。基本チェックリストは高齢者の生活機能の評価をし、要支援、要介護状態となるリスクの高い高齢者を予測することを目的としているものでございます。具体的な内容としましては、運動の機能、あるいは栄養状態、また身体の状態に認知の機能などをチェックする項目が25項目で構成をされているものでございます。

このチェックリストを市の窓口で相談をしていただく際に基本チェックリストを実施させていただきまして、簡単な形での調査をさせていただいて、そして必要なサービスにつなげていくというようなことに使用をさせてもらうものでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） 要は、要介護認定調査などを受けずに、先ほど言われました要介護者の予測機能、25の項目で構成されたチェック方式で必要なサービスにつなげるということだと理解いたしますけれども、基本チェックリスト、この導入は今後、対象者が増加する対策としてとても賢明だと思います。市はますますこれから大変になると思いますけれども、こういった簡素化の1つもされているということですので、ますますその対応をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、移行に伴って、受け皿となる予防事業も総合事業に拡大され、多様なサービスの担い手として従来の介護事業者の他、NPO、民間事業者のボランティア団体の依存は必定であります。その受け皿については、地域格差が広がるのではという懸念もされていま

すが、本市ではどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 多様なサービスの受け皿というようなことでございます。本年1月に各自治会の方、また民生委員の方、また老人クラブの方々にもこういった各地域での実情を聞かせていただくアンケートを実施させていただいたところでございます。

その調査の内容からもしますと、各地域で取り組みをされております、例えば買い物でありますとか送迎などの支援を地域で行っているところもございますし、全くボランティア活動のできていない、そういったところもございます。そういった地域の実情につきましては、先ほど議員が言われましたように、地域の、やはり格差、そういったものが現実の問題としてございます。市としましては、そのアンケートも踏まえながら、地域で高齢者を支える多様なサービスということで、どのように取り組んでいくのがその地域に最も適したものであるかというようなことで、多様なサービスというのも今後も検討はしていくというようなことでございますが、それぞれの地域の実情に精通をいたしております社会福祉協議会の方も参画をしていただくということになりました。そういった地域に詳しい実情の部分も含めて、地域活動に向けての支援、またそういった地域の実情に応じた取り組みをしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） 自治会、民生委員などの地域でのまたアンケートを実施されているということですがけれども、事情に精通している社協との連携もあり、今後いろいろ支援の形も考えられていると思うんですがけれども、問題はボランティア活動のない地域、ここが一番問題点だと思いますけれども、こういった支援についてはどのように考えておられますでしょうか。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 先ほども言いましたように、地域のそれぞれの実情には格差がかなりあるようでございます。特に、そういった状況がない地域と申しますか、そういった取り組みがまだ十分でない、そういった地域を、特にと言うとあれですけども、市及びまた社協も含めまして、中に入らせていただきまして、やはり自主的なそういった活動に取り組んでいただけるように協議なり調整をさせていただきたいなど、このように

思っているところでございます。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） こういった試みというのは、今年度からもたらされていることでもありますので、特にボランティア活動団体などのないところにおきましては、きめ細かな指導なり支援の方を、し過ぎるのはよくないですけれども、頭に入れていただきたいと思えます。

ところで、介護需要が増大の一途をたどる中、今回の改正で費用負担不公平の立場で、低所得者の負担が軽減される一方、一定以上の所得のある利用者は自己負担金を2割に引き上げて増収を図ることが盛り込まれています。それとあわせて、支援の仕組みについても、地域主体の取り組みとして、ただいまも申しましたけども、地域包括ケアシステムの構築が打ち出されました。今後については、財源の確保やニーズの見通し、サービスの内容、運営体制など、受け皿づくりについては地域性が問われ、まだまだ課題が山積で頭が痛いところだと痛感いたしております。

地域の老人クラブやふれあいサロン、またボランティア団体は無論のこと、各自治体から（仮称）福祉委員などを推薦いただき、老若男女、年齢を問わず、支え合う仲間づくり、そして地域づくりが急務ではないかと思えますが、その点はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 地域の仲間づくり、地域づくりというようなことで、先にもちょっと申し上げさせていただきましたように、それぞれの地域で、十分ではございませんが、アンケート等もとらせていただきました。そういった中でも、見えてきた部分で、今、ご提案いただきました福祉委員という、もう既に福祉委員がおられる自治体もございますし、サークル活動とかボランティア活動を地域によっては自主的に取り組まれているところもございます。

今、議員から言われましたように、地域づくり、仲間づくりにつきましては、地域の実情上、やはり活動の上でも重要な位置であるというようにも思います。そういったことで、市が地域に役員の推薦という形をとるのではなく、先ほども言いましたように、自主的な取り組みをしていただけるような形でのやり方といいますか、方法というのを地域の実情とあわせてその活動の支援をしてまいりたいと、このように考えているものでございます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） 平成29年4月まで、1年の猶予はあるといっても、あつという間の間の時間しかないと思います。地域全体を考えた場合、体制ができていない自治体も、今も申しあげましたように、ありますので、重複いたしますが、なかなか自主的に取り組んでいただけるということは難しいものでもございます。人材やシステムもすぐできるものではありませんので、先ほどは自主的にわざわざ（仮称）福祉委員とかいうのをつくらずに、自主性を尊重したいというお話でございますけれども、なかなか絵に描いた餅で、本当にこのあたりは難しいものだと思いますけれども、こういった方々に委ねるところは大きいものがあると思います。

私は、自分の特技で各サロンなどに回らせていただいているボランティアがあるんですけども、そのときに後期高齢者の方が支援の立場に立って、自分はされるのではなくて、逆に支援の立場に立って、白いエプロンをして、本当にみんなと若い人たちと一緒に支援の方に回っておられる姿を見て、これはもう年齢じゃないと、老若男女、もう男性が半分占めているサロンもありますし、これも男女を問わず、年齢問わず、やはり地域のために力を尽くしていこう、元気があるうちは、やっぱり頑張っていこうという姿勢は元気な老人もつくっていくもとでもありますし、私は大変大事なことではないかなと思っております。

近いうちに支え合う仲間づくりの輪が広がっていくことを願ひまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（市木一郎君） 次に、通告第8号、第6番、山本剛議員。

○6番（山本 剛君） 第6番、山本剛です。

私は老老介護について質問をいたします。

日本社会の高齢化は進行の一途であり、このことは野洲市においても例外ではありません。

日本の高齢化率を見ますと、1995年が14.6%、2000年が17.4%、2005年が20.2%、2010年が23.0%となっています。

このように高齢者が増加する中、国も高齢者に関する新たな法律を制定、施行してきました。1997年（平成9年）には介護保険法が制定され、2000年（平成12年）から施行されました。そして、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」、いわゆる高齢者虐待防止法が2005年（平成17年）に制定され、2006年（平

成18年)4月に施行をされました。今後、団塊の世代が高齢者になると高齢化は一層進みます。団塊の世代が後期高齢者となる時期が2025年です。そのときには後期高齢者が人口に占める割合が20%近くになると推計されています。

野洲市を見てみますと、本年1月29日現在で、高齢化率は24.3%となっています。このように高齢者が増加することで、さまざまな課題が生じてきました。

その中の1つに老老介護が挙げられます。高齢者が高齢者の介護をせざるを得ないことであり、介護が必要となった場合、夫婦であれば配偶者、親子であれば子どもが介護するといったものです。その中で介護疲れなどの状況陥り、いわゆる共倒れとなったり、不幸な場合は高齢者虐待が起こったり、最悪の場合、心中といった事件も起こっています。そこで、野洲市では老老介護となっているケースはどれくらいあるのか、まずお尋ねします。

○議長(市木一郎君) 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監(樋口 隆君) 山本議員の老老介護について1点目にお答えをいたします。

高齢者世帯であっても介護をされているかどうかという点でありますとか、また同一敷地内に家族が居住をされているなどの状況等々もございます。したがって、高齢者世帯がどれだけかというのは、把握はしておりますけれども、その中での老老介護をしている世帯のケースというのは把握できませんので、お答えとさせていただきます。

○議長(市木一郎君) 山本議員。

○6番(山本 剛君) 把握はちょっと難しいというふうな回答であったかと思うんですけども、高齢者世帯については把握をしておられるということですね。その中で介護認定をされている方とか施設を利用されている方とか、そういった方については、把握ができていくかと思うんですけども、そのあたりはどうでしょうか。

○議長(市木一郎君) 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監(樋口 隆君) 今、野洲市の世帯全体では1万9,140世帯ございます。その中で65歳以上の世帯ということになりますと、4,112世帯が一応、それに値します。約2割というところが高齢者、65歳以上の世帯ということになります。

この世帯の中で高齢者施設等の利用というようなことでございます。今現在、介護の認定も含めまして、認定をされておられる方は2,100人余りというのが現在の状況でございます。

○6番(山本 剛君) 世帯ではなくて。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 何人でございます。

○議長（市木一郎君） 山本議員。

○6番（山本 剛君） 65歳以上の世帯が4,112ですね。それで、介護認定を受けておられるのが2,100ということなんですけれども、これは近隣の市町と比べて割合等はどうかでしょうか。多いんでしょうか、少ないんでしょうか。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） ちょっと近隣と対比はしておりませんので、ちょっとデータを持っておりません。

○議長（市木一郎君） 山本議員。

○6番（山本 剛君） ケースがちょっとなかなかつかみづらいといった部分があるということなんですけれども、現実、老老介護をされている方というのは野洲市にも存在しておられますし、老老介護をされていて、例えば介護をしている人が体調不良などで介護ができないと、できなくなったといった場合に、介護老人保健施設、いわゆる老健施設等を利用することができると思うんですけれども、こういった施設の利用率はどの程度でしょうか。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 老老介護にある方の介護老人保健施設、老健の利用率ということでございますが、冒頭に申し上げさせていただきましたように、ちょっと老老介護の人数というか、それが出ませんので、利用率は把握できておりません。先ほど言いました、今現在の老健の使用でございますけれども、これにつきましては、要介護1の方から5の方までの認定者のうち利用されている方については、193名が利用されておられます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 山本議員。

○6番（山本 剛君） 今、193人が利用されているというお答えでしたけれども、そうした施設を利用されている家族の方からお聞きしたことがあるんですけれども、施設から利用者には基本的に早期の家庭復帰をお願いしているということで、他の施設を探されたんですけれども、どこも定員いっぱいということですのですぐには入所できないということをお話されていました。つまり、待機状態ということなんですけれども、野洲市はこういった待機状態に置かれている人はどのくらいおられるのか、把握されていますでしょうか。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 介護老人保健施設での待機という状態ということでございます。ご承知と思いますが、原則的に老健につきましての目的が在宅復帰ができる見込み、ある程度状態も安定をされている方というのがご利用いただいているということでございますし、特にリハビリ等を中心としたケアを行う施設でございます。もちろん終身の利用はできませんけれども、特にこういった施設では入所されてから約数か月といえますか、3カ月程度で退所をされるというのが大体実情のようでございます。

このため、何カ月の待機ということは施設にも聞いておりますが、申込者は当然ながらおられますけれども、そういった意味での大きな待機という部分については、ないと言うとあれですけども、多くはおられないと、このようには承知しております。

○議長（市木一郎君） 山本議員。

○6番（山本 剛君） 数としては、それほど多くはないというふうに受けとめておられるということなんですけども、当事者の方にしたら、やはり非常に深刻な問題、課題を抱えながら生活をされている。当然、その中で安心して暮らすことができないといったような状態にも置かれていると。そういった部分は、やっぱり市民の安全安心を保障していく行政としては、重く受けとめていただきたいというふうに思いますし、把握されていないということですけども、この機会に1回ちょっとその把握をするような作業をしていただけないかなというふうに思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 野洲市も老健施設といいますと、寿々はうす、あるいはまたすみれ苑というところで、それぞれ100床ずつある施設でございます。そういったところで、今言いましたように、基本的には数カ月で回復をしていただきたいと、こんなことで進めていただいております。

そういったことで、具体的な待機というのは、ほとんど少ないかなと、このようには実情をつかんでおりましたんですけど、また施設の状況等もまた聞かせていただいて状況把握には努めたいと、このように思います。

○議長（市木一郎君） 山本議員。

○6番（山本 剛君） ぜひ状況を把握する作業をしていただきたいなというふうに思います。どんな課題でもそうなんですけども、やはり現状がどうなっているのかということをつかむということが、やっぱり課題解決のはじめではないかなと。現状がどうなって

いるのかということ把握していないと課題の解決に着手することができないというふう
に思いますので、その点、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、最後になんですけれども、老老介護は今後ますます増加するというふう
に思われますけれども、この課題の解決に向けての野洲市の政策をお尋ねいたします。

○議長（市木一郎君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 老老介護の増加に伴う政策というようなことでござ
います。いずれにしても、まず介護の予防ということがまず必要になってこようと思
います。これは自分自身でも予防に努めていただくということも必要でございますし、ま
た行政としまして、そういった予防に関します知識でありますとか健康教室、そうい
った方法等も工夫をいたしまして、予防が整うような形で進めていきたい、このよう
に思いますし、地域でも百歳体操でありますとか、ふれあいサロンはもちろんです。
のびのび倶楽部とか、それぞれの地域でそういった取り組みをしていただいているところ
もございませぬし、ますます行政の方もそういったことで予防にも力を入れながら進
めたいと、このように思います。

また、介護保険サービスとしまして、いわゆる基盤整備、いわゆる施設も含めまし
た計画的なものに、今現在の第6期の介護保険事業で取り組んでいますけれども、そ
ういったことで取り組むということも必要であろうと、このようにも思っております。

また、在宅介護というような点でも、そういったことが、やはり充実できるように、
そういったことの取り組みも必要であると、このようにも思っております。

高齢者一人ひとりの生活環境や心身の状態に応じた介護保険サービス、また先ほ
ども岩井議員がおっしゃっておられました、いわゆる地域での多彩なネットワークを活か
した見守りでありますとか、生活支援サービス、そういったものへの取り組みという
ものが今後重要になってくると、このように思っておりますので、行政を挙げて、
また地域と共にそういった取り組みで政策を進めていきたいと、このように考
えておるところでございます。

○議長（市木一郎君） 山本議員。

○6番（山本 剛君） 今お答えいただいたように、介護予防でありますとか、それ
に伴う教室、啓発事業ですね、そういった部分、あるいはサービス、施設の問題、
そういった部分を充実させていっていただくということが肝要であるというように
私も思います。

1つ紹介をしておきたいんですけども、先日、毎日新聞が全国のケアマネジャーの方

に調査をされたということで、載っておったんですけれども、先ほど私も質問の中で若干触れたんですけれども、いわゆる心中といいますか、そういった部分、ここのケアマネ調査の部分では在宅介護殺人危惧という言い方をされているんですけれども、いわゆる介護疲れによって、介護をしている人がされている方をひょっとしたら命をあやめてしまうのではないかとといったことを危惧しているということを感じておられるケアマネジャーの方が55%もおられるといったことが載っておりました。

そして、そのケアマネジャーの方の、何をそしたらその課題解決に必要なのかといった部分で幾つかあったんですけれども、1つは夜間や緊急時に対応できるサービスの充実、これが68%、それから経済的支援が62%、それから新たな法律の整備や体制づくりが55%というようなことで、今お答えいただいた部分と重なっている部分もあるかと思うんですけれども、野洲市においても、先ほど述べられた部分を一層充実、拡充していただきたいというふうに思います。

老老介護というのは、今後も減らすことは、私はできないというふうに思うんですけれども、やはり安全安心なシニアライフを保障していくということは、私は行政の責務であるというふうに考えております。そういった部分を一層、充実をしていただくことをお願いいたしまして、要望いたしまして、私の質問を終えます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明5日から3月22日までの18日間は休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市木一郎君） ご異議なしと認めます。よって、明5日から3月22日までの18日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。

来る3月23日は、午後1時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。（午後3時25分 散会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成28年3月4日

野洲市議会議長 市 木 一 郎

署 名 議 員 河 野 司

署 名 議 員 坂 口 哲 哉